

臥龍山莊文化體驗事業報告書



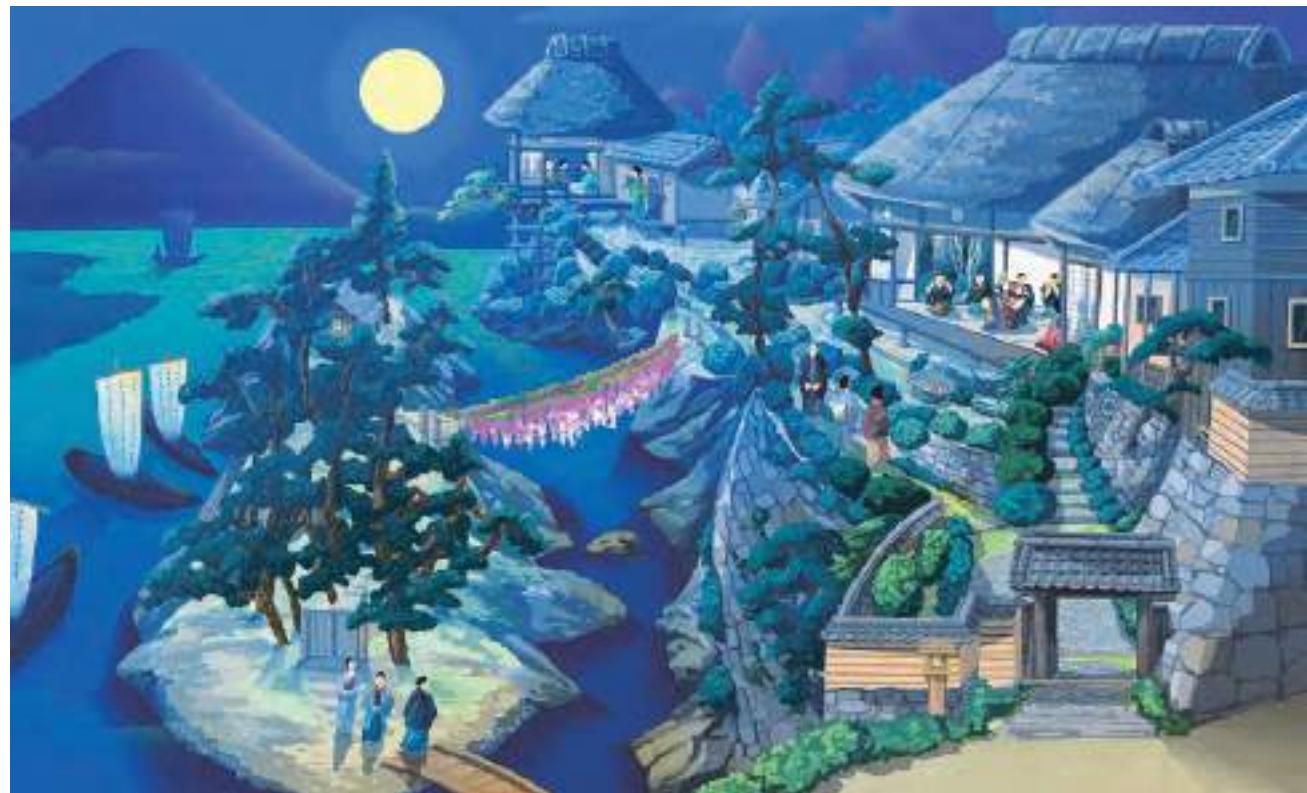
令和4年2月

一般社団法人キタ・マネジメント

目 次

| | | |
|-------------------|-----|----|
| 1 事業趣旨 | ・・・ | 3 |
| 2 専門家会議 | ・・・ | 7 |
| 3 基本構想 | ・・・ | 9 |
| 4 地域活用 | ・・・ | 29 |
| 5 実証事業「臥龍山荘・数寄の宴」 | ・・・ | 47 |
| 6 シンポジウム | ・・・ | 63 |
| 7 コンテンツ造成 | ・・・ | 69 |
| 8 プロモーション | ・・・ | 75 |
| 9 参考資料 | ・・・ | 81 |

臥龍山荘「数寄の宴」再現図



山岡勇希 作

(佐川印刷株式会社)

1 事業趣旨

(1) 臥龍山荘文化体験事業を実施する背景と課題について

本事業は、国指定重要文化財「臥龍山荘（がりゅうさんそう）」において、文化体験による活用を図ろうとするものです。明治期の数寄屋建築（すきやけんちく）の臥龍山荘は、大洲出身の貿易商であり数寄者の河内寅次郎（こうちとらじろう）により建てられ、茶の湯や邦楽など数寄（すき）と呼ばれる特有の日本文化で客人をもてなそうとしたとされます。

明治期に近代化、西洋化が進む中、衰退する茶の湯文化の保護のため、京都から千家の職人を呼び寄せ、河内寅次郎により数寄屋と呼ばれる茶室建築、庭園がつくりされました。

河内寅次郎は、この地域で生産された木蝋の貿易により巨万の富を得たとされ、肱川随一の景勝地と言われた「臥龍」に贅を尽くした数寄屋を構え、名称を「臥龍山荘」とし、上方からの重要な客人を招待しようとしたと言われます。

河内寅次郎は実際にほとんど使用することなく亡くなり、その使用方法は謎に包まれています。

これまで呈茶等で活用されてきた実績はあるものの、通常は一般公開のみであり、文化財のあり方として、今後は地域住民らとの協働による適切な活用も望まれています。

(2) 臥龍山荘文化体験事業を実施するねらいについて

本事業は、当時の臥龍山荘の使用方法を専門家により解析し、専門家会議により活用の方針を定め、また実証により実際に活用例を示すことで、地域内に活用の意欲と知見を蓄積し

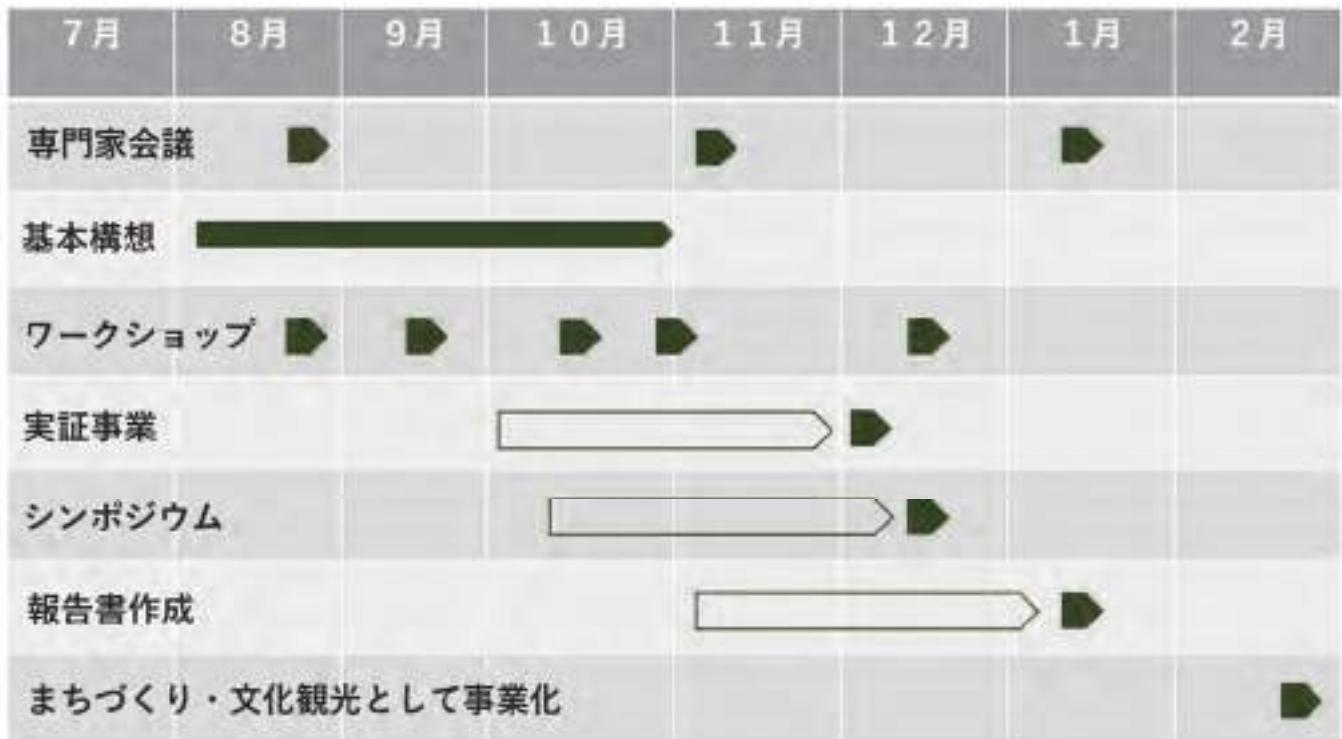
ようとするものです。

また、数寄の文化は、国内でもあまり知られておらず特異であり、日本文化に対して探求意欲の強い国内旅行者や、将来的には欧州などの知的旅行者などをターゲットにした文化体験コンテンツも造成することとします。

さらには、上記の来訪者等から得た収益により、臥龍山荘の保全にかかるハード経費はもちろん、茶の湯や邦楽など活用団体等のソフト経費に充てることで、地域内の持続的な文化保全につなげていくこととします。

臥龍山荘の施主、河内寅次郎が実現しようとした数寄・風流の文化を体现し、茶の湯や邦楽、古典芸能などの実証実験やワークショップ等による学びの機会を通して、地域に活用の知見を蓄積することとします。

【事業の流れ】



(3) 伝えたい文化的価値

臥龍山荘の建造物は平成 28 年度に重要文化財に、庭園は令和 3 年度に国名勝に指定されました。

前述のとおり、施主の河内寅次郎は、先述の木蝋貿易により巨万の富を得たとされ、明治期に近代化、西洋化が進む中、衰退する茶の湯文化の保護のため、京都から千家の職人を呼び寄せ、肱川随一の景勝地と言われた「臥龍」に贅を尽くした数寄屋と呼ばれる茶室建築、庭園がつくりました。また、名称を「臥龍山荘」とし、上方からの重要な客人を招待しようとしました。

寅次郎は郷里に戻る直前に病に伏し、残念ながら臥龍山荘をほとんど使うことなく逝去了しました。その後、臥龍山荘はその子孫が管理をしましたが、維持管理が困難となり、大洲市が所有し昭和 53 年に一般公開をはじめました。

臥龍山荘は、不老庵とよばれる川にせり出した茶室や、能などを演じるための臥龍院など数寄を凝らした名建築で構成され、本事業では寅次郎がもてなそうとした数寄風流の文化を体现し、まさに実現されなかった寅次郎の夢をかなえる文化観光コンテンツを創り上げようとするものもあります。



国指定名勝「臥龍山莊庭園」の地に建つ、「臥龍山莊・不老庵」

2 専門家会議

臥龍山荘文化体験事業の実施に当たり、有識者等からの意見、助言等を求めるため一般社団法人キタ・マネジメント内に専門家会議を設置し、3回のオンライン会議を実施し、基本構想について取りまとめを行いました。（会議の詳細は、巻末の参考資料を参照）

（1）専門委員

| No. | 所属・役職等 | 氏名 | 専門等 | 備考 |
|-----|-------------------------|--------|--------------------|----|
| 1 | 法政大学名誉教授 | 陣内 秀信 | イタリア建築史・都市史 | |
| 2 | 大阪電気通信大学教授 | 矢ヶ崎善太郎 | 日本建築史・庭園史 | |
| 3 | 芳心会主宰・環境造形学園理事 | 木村 宗慎 | 茶人 | 座長 |
| 4 | バリューマネジメント株式会社 代表取締役 | 他力野 淳 | 歴史的資源活用 内閣官房専門家 | |
| 5 | 大洲市文化財保護審議委員会 委員 | 菅野 隆次 | 建築 | |

（2）アドバイザー

| No. | 所属・役職等 | 氏名 | 専門等 | 備考 |
|-----|--------------|------|-------------------|----|
| 1 | 隈研吾建築都市設計事務所 | 隈 研吾 | 建築家、東京大学特別教授・名誉教授 | |

| 回数 | 期日 | テーマ | 出席者 |
|-----|----------------|---|--|
| 第1回 | 令和3年 8月23日 | ・座長の決定 ・事業概要説明について ・基本構想の構成について | 木村座長、陣内委員、矢ヶ崎委員、他力野委員、菅野委員、大洲市、大洲市教育委員会、文化庁 ほか |
| 第2回 | 令和3年 9月28日 | ・基本構想について ・シンポジウムの開催について | 木村座長、陣内委員、矢ヶ崎委員、菅野委員、隈アドバイザー、大洲市、大洲市教育委員会、文化庁 ほか |
| 第3回 | 令和3年 11月10日 | ・基本構想について ・実証事業「数寄の宴」について ・シンポジウム開催要項について | 木村座長、陣内委員、矢ヶ崎委員、他力野委員、菅野委員、大洲市、大洲市教育委員会、文化庁 ほか |



木村宗慎座長
「実際に施主の河内寅次郎がどういった思いで臥龍山荘を生かし、楽しもうとしていたのか例示して、そのための構想指針を作るということが大切」



陣内秀信委員
「地域住民による新しい文化活動に期待している。臥龍山荘は建築と庭園に変化と流れを用いた舞台づくりが特徴」



矢ヶ崎善太郎委員
「保全とは、その価値を全うすることである。臥龍山荘は一側面ではかれない多様な価値を持っている」



他力野淳委員
「文化財の活用のあり方の本質を決めていくという上で、臥龍山荘の活用が国内のモデルになり得る」



隈研吾アドバイザー
「臥龍山荘にはちょっと考えられない文化的なエネルギーを感じた。世界の宝である。数寄屋建築の概念を覆す開放的、垂直性が特徴」



菅野隆次委員
「文化財は使いながら残す動態保存が大切。ディテールのこだわりがあるからこそその全体の素晴らしいことがある」

3 基本構想 (専門家会議とりまとめ)

(1) 基本構想の構成

① はじめに

- ・基本構想の意図、趣旨

<構成項目>

建築

② 歴史、背景について

歴史

- ・事実関係の整理、年表まとめ

文化

③ 数寄文化について

観光

- ・数寄とは何か
- ・河内寅次郎の数寄とは

保全

④ 建物・庭園の機能について

- ・建築 (建物・庭園) の構成を利用者視点で再評価

⑤ 施主・河内寅次郎の利用方法について

- ・寅次郎が臥龍山荘に求めた活用上の価値を示す

⑥ 保全と活用の指針について

- ・臥龍山荘の活用が保全につながることを提示し、臥龍山荘活用の可能性を示す

⑦ 活用とまちづくりについて

- ・臥龍山荘を基軸にした文化・観光のあるべき姿

(2) 基本構想本文

① はじめに

臥龍山荘は、大洲市新谷出身の貿易商河内寅次郎（1853～1909）が建てた別荘です。建物は、極めて独創的で濃密な数寄屋の意匠にまとめ上げており、四国地方における近代の数寄屋建築の優品として高い価値を有し、国の重要文化財に指定されています。また、庭園は、崖地の地形を利用して雄大な自然と一体となった眺望の庭園などとして評価され、国の名勝に指定されています。臥龍山荘は、昭和



55年（1980年）から大洲市により管理され文化財観光施設として来訪者に一般公開されてきました。茅葺きの建築と美しい庭園、まわりに広がる景観は、来訪者にとって非日常空間であり、人気の写真撮影スポットでもありますが、一方で臥龍山荘が建てられる歴史背景や使い手の視点といった本質的な魅力が来訪者に伝わり切れていないのも実情です。

臥龍山荘の指定管理者であり、観光庁の令和3年度重点支援DMOである一般社団法人キタ・マネジメントでは、文化庁の令和3年度調査業務を受託し、大洲市・大洲市教育委員会の協力を得て、施主河内寅次郎が実現しようとした数寄・風流の文化を推定し、文化資源の高付加価値化を図ることとしました。

この臥龍山荘文化体験事業基本構想は、臥龍山荘はどのような意図で建てられ、どのように使用されようとしていたのか、専門家会議において識者、専門家等の知見を得ながら、残

された資料を徹底的に調査・検討のうえ、新たな臥龍山荘の魅力を抽出するとともに、今後の保全と活用の指針を策定し、地域のまちづくりに生かそうとするものです。

② 歴史・背景について

臥龍山荘の歴史・背景について以下のとおりまとめました。

- 明治30年当時、大洲では別荘建築が流行っていた。
- 臥龍山荘は、吟味された材料と熟練した技術により、全体構成から細部に至るまで、極めて独創的で濃密な数寄屋の意匠にまとめ上げられている。
- 景勝地「臥龍」は亀山や対岸の如法寺河原、時には川船から眺める対象であった。
- 臥龍山荘からは、臥龍の淵の奇観、対岸の中島（蓬萊山）、遠景の富士山（とみすやま）や梁瀬山（やなせやま）、根太山（ねぶとやま）など、雄大な風景を眺めることができる、いわば眺望景を見るために造られた庭である。



臥龍山荘は、貿易で財をなした近代の豪商が独自の美意識を発揮し数寄を凝らした別荘である。また、庭から蓬萊山にかけて藤を這わせた藤雲橋を架けることも壮大なスケールの景観づくり、風流の表現でもあった。さらに、露地のなかに浴室をつくり、近代人らしい風流の場をつくりあげた。風呂と茶室は社会的地位を超えた自由な交流、風流寄り合いの象徴で

もあるといえる。

- ・明治 41 年（1908）7 月に加藤泰通が東京から大洲へ帰郷した際の宿泊所として臥龍山荘が推薦された。また、視察時の休憩において臥龍山荘で茶が奉呈された。
- ・昭和 24 年（1949 年）浴室便所が知止庵（茶室）に改築された。

【臥龍山荘に関する年表】

| 時 期 | 年齢 | 出来事 |
|------------------|------|---|
| <河内寅次郎と株式会社喜多組> | | |
| 嘉永 6 年 (1853 年) | | ・河内寅次郎、新谷に生まれる |
| 明治 23 年 (1890 年) | 37 歳 | ・寅次郎、池田貫兵衛とともに「喜多組」を設立 |
| 明治 27 年 (1894 年) | 41 歳 | ・神戸港において、木蟻輸出がピークを迎える ・日清戦争始まる |
| 明治 28 年 (1895 年) | 42 歳 | ・肱川の舟運がピークとなる 大正 5 年頃まで |
| <臥龍山荘の建築> | | |
| 明治 32 年 (1898 年) | 45 歳 | ・大洲にて別荘建築の流行「海南新聞記事」 |
| | | ・城甲乙吉が臥龍の土地を買い入れする (明治 36 年 寅次郎へ所有権移転) ・不老庵下の石垣施工 |
| 明治 33 年 (1900 年) | 47 歳 | ・不老庵着工 |
| 明治 34 年 (1901 年) | 48 歳 | ・不老庵竣工 |
| 明治 37 年 (1904 年) | 51 歳 | ・臥龍院着工　・日露戦争始まる |
| 明治 38 年 (1905 年) | 52 歳 | ・臥龍院上棟 |
| 明治 39 年 (1906 年) | 53 歳 | ・浴室便所竣工 |
| 昭和 41 年 (1908 年) | 55 歳 | ・加藤泰通 (13 代泰秋の子) が来洲、臥龍山荘が宿泊 の候補地となる |
| 明治 42 年 (1909 年) | 56 歳 | ・寅次郎、神戸で亡くなる |
| <寅次郎没後の臥龍山荘> | | |
| 昭和 20 年 (1945 年) | | ・河内陽一氏、大洲へ帰省して臥龍山荘の住人となる |
| 昭和 24 年 (1949 年) | | ・浴室便所を知止庵 (茶室) に改築する |
| 昭和 31 年 (1956 年) | | ・臥竜及び亀山公園が大洲市指定名勝となる |
| 昭和 53 年 (1978 年) | | ・臥龍山荘、大洲市による維持管理始まる |
| 昭和 55 年 (1980 年) | | ・臥龍山荘、一般公開開始 |
| 昭和 57 年 (1982 年) | | ・臥龍院、不老庵が大洲市有形文化財に指定される |
| 昭和 60 年 (1985 年) | | ・臥龍院、不老庵が愛媛県有形文化財に指定される |
| 平成 28 年 (2016 年) | | ・臥龍院、不老庵、文庫が国の重要文化財に指定され る |
| 令和 3 年 (2021 年) | | ・臥龍山荘庭園が国の名勝に指定される |

【臥龍山莊造営の変遷図】



出典：「臥龍山莊及び亀山公園名勝調査報告書」 令和 2 年 3 月 大洲市教育委員会

③ 数寄文化について

臥龍山荘の数寄文化について以下のとおりまとめました。

- ・数寄とは「好き」と同語源であり、さまざまなモノ、コトの取り合わせを意味し、多様な価値観や自然との共存を許容する価値感に通じていることを表す。
- ・また、数寄とは風流・風雅に心寄せることでもある。
- ・転じて室町から桃山にかけて成立した茶の湯をさす言葉となった。
- ・茶を中心とした寄り合いの舞台となる空間・建築が数寄屋である。
- ・茶室そのものと現在でいう数寄屋建築はかならずしも全くの同義ではない。
- ・不完全、非対称、欠落に美を見出した「侘び」。侘びを具現化した空間＝草庵茶室（例：利休の待庵）こうした草庵茶室の意匠で作られた別荘・住宅建築（プライベートな）が数寄屋建築である。（例：桂離宮など）
- ・一定の規範の中で自由な発想で作られたものであり、正式な茶の湯に使用できなくともよい（茶室の動線、形式からの自由）。
- ・日本の茶文化にみる、茶の湯と煎茶の対比
- ・数寄者と文人趣味
 - 江戸時代初期に改めて本格的に招来された“煎茶”と文人趣味
 - 隠逸脱俗を求める文人趣味「自誤」から「自娛」へ

◆ 臥龍山荘の特徴

- ・抹茶、煎茶すべての茶文化の要素が混在していること。
 - ・瀬戸内沿岸に江戸後期以降流行する文人趣味、茶屋文化の一典型。
 - ・桂離宮にみられるような山荘建築、脱俗の風流が、オリジナリティにあふれる自由な発想で構築された。
 - ・茶室（抹・煎）両方のどちらにもよらず、定型によらない自由。
→数寄、風流脱俗の麗しく、独自の実現がみられている。
- ### ◆ 河内寅次郎の数寄とは
- ・いわゆる典型的な茶の湯趣味、茶道具収集といった近代数寄者ではなく、中国風の文人、煎茶趣味の人でもない、それらすべてを飲み込んだ上で、素人であること、どちらにも耽溺せずに勘所をおさえつつ自由に楽しんだ、個性的な数寄、風流の人であったといえる。明治という新時代の特徴ともいえる。

④ 建物・庭園の機能について

臥龍山荘の建物・庭園の機能について以下のとおりまとめました。

◆不老庵

- ・地域の大工による造作。文人趣味の横溢した自由闊達な臥龍山荘最初の建築。懸崖造りによる肱川を取り込んだ、驚きに満ちた空間構成。

◆庭園

- ・地域特有の石材、古材などを十分生かした“露地”庭。鑑賞の景だけでなく、茶の湯の露地において重要視される「渡り」を意識しつつ、地域性、同時代性の生きた庭。蓬莱山をはじめとした肱川の景色を借景に取り込んでいる。狭さと広さ、視点がうまく混在した数寄の庭。

◆知止庵

- ・元々浴室便所であった。
- ・脱俗・非日常の具体的な実現



◆蓬莱山

- ・肱川からの動線を意識した構造。
- ・向かいの蓬莱山、川を挟んだ向かい岸

の景観をも借景に取り込んだ景観美。仙境、文人画、南画の世界の実現。

◆臥龍院

- ・京の本格的な数寄屋棟梁と地元の工匠、仕上げに関わった千家出入りの職方などの協同が魅せる全国的に見ても特徴と魅力にあふれた数寄屋建築の名作。

- ・ハレとケ、質朴と豪華、異なる様々な要素の対比が大きなやぶき屋根の下におおらかに混在することの魅力。
- ・あらゆるもてなしに対応できる工夫がみられる。



- ・「真の中に草あり」「草の中に真あり」

例：かやぶき屋根の田舎家の外觀 ⇄ 本格的かつ式正の書院座敷「壱是の間」

例：千家出入りの職方などの技巧が横溢しているにも関わらず、定石を外し、あたかも内輪の居間であるかのような構成も見せる清吹の間

例：著名な茶室のひとつである大徳寺玉林院南明庵霞床の意匠に倣いながらも、遊び心に満ち、趣味性の高い霞月の間。あえて正式な式台玄関をつくらず、広縁にその機能を持たせることで演出された侘び数寄→深い軒下に土間と開放的な縁をつくり、そこから人を招き入れることで、室内と庭との連続性と一体感を高めている。

⑤ 施主河内寅次郎の利用方法について

臥龍山荘の施主、河内寅次郎が実現しようとした利用方法について以下のとおりまとめました。

-
- ・客人は川船で迎え入れられた可能性が高い。
 - ・不老庵の下に船着場が発見されているが、勾配が急で利用には不向きである。
 - ・蓬萊山の入江に舟を着けた可能性もある。



- ・客人は、（正門を通過し、臥龍院の玄関（迎礼の間）に向かうのではなく、）東園路を通り不老庵へ向かう動線が通例であったと思われる。

- ・まずは不老庵で、主人と客人が交流をしつつ呈茶などでもてなしたであろう。

- ・不老庵でのもてなし終わり、続いて臥龍院にて宴会などでもてなしたと思われる。

われる。

普段は立ち入れない
東園路が主動線だった可能性が高い。



客人は壱是の間の沓脱石から建物に入った可能性が高い。

- ・客人は壱是（いっし）の間の沓脱石から建物に入ったと考えられる。

- ・壱是の間からは、中島の蓬萊山、肱川、富士山の借景を楽しむことができた。

- ・壱是の間で能を舞う可能性は低いが、謡や囃子などが想定された可能性がある。



→正式な演能など「形式にとらわれてはいけない」。これは臥龍山荘自体のテーマ。

- ・壱是の間では、お料理、お酒など飲食が振る舞われた可能性が高い。

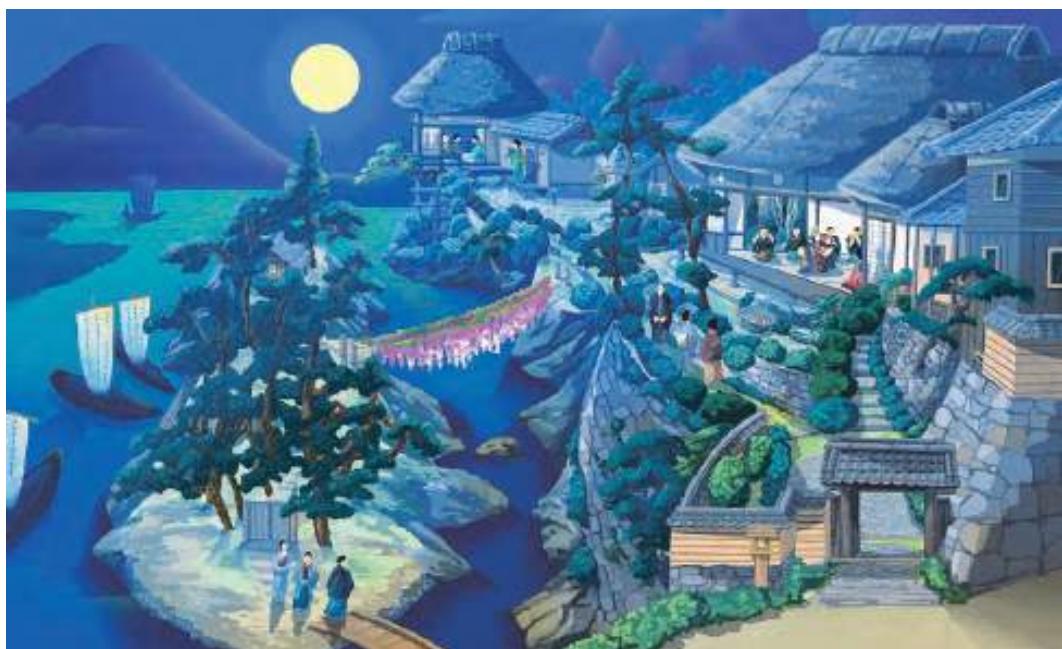
- ・客人は臥龍院で寝泊りをしたであろう。客の寝室は壱是の間であると考えるのが自然である。

- ・臥龍山荘は、単なる茶室ではなく、本来もっと自由な、懐の深さのある非日常空間である。

- ・臥龍山荘は、自然が織りなす景観、行き交う帆掛け船や筏流しなど人々の営み、時のうつ

ろい（夕暮れ）、水（川の流れ）、月あかり（夜の灯り）などと共に、人との交流をともに楽しむ空間であった。

- ・壱是の間では格調高い正式なもてなしがなされたと思われる。
- ・マクロ、ミクロの両視点での驚きに満ちた、入念だけれども大胆な構成美をみせる清吹の間では、より親密さ、うち寬いだ雰囲気が重視されたもてなし提供されたであろう。
- ・臥龍淵の景色が、時間とともに移ろっていくさま、そのすべてを、不老庵、臥龍院と席を移りながら楽しませることが意識されている。（織部時代の鎖の間、渡り、の演出）
- ・霞月の間を控えの間とし、壱是の間を舞台に、清吹の間を見所とした可能性もある。
- ・花鳥風月、三雅三友（雪月花）を歌舞音曲、琴棋書画、喫茶などすべての娯楽とともにすることが意図されている。
- ・開放的な（式正の大玄関などがあえて作られていないことなど）空間にみる「相樂（ともにたのしむ：地域の人と、訪れた雅客と、あらゆる年代の老若男女問わず）」の気風。



⑥ 保全と活用の指針について

臥龍山荘の保全・活用の指針について以下のとおりまとめました。

- ・文化財の保全とは、健全なる状態で保たれることをいう。
- ・特に、建築や庭は使われることにより、本来の機能が全うされること（活用）で健全な状態が保たれる。
- ・臥龍山荘において健全なる状態とは、施主の河内寅次郎が
 - ①当時実現しようとしていた利用方法を再現していく使い方、と
 - ②河内寅次郎が現代にいたならばどのように利用していたかを創造して使う使い方、と2通り検討していくべきである。
- ・活用指針においては、上記2点について言及していくこととする。

<臥龍山荘の活用指針>

ア 当時の活用方法

- ・施主の河内寅次郎が当時実現しようとした利用方法の再現
- ・詳しくは、基本構想5「施主河内寅次郎の利用方法について」を参照
- ・なお、本事業において「臥龍山荘・数寄の宴」として実証事業を実施し、検証する。

イ 現代の活用方法

- ・臥龍山荘は、単なる茶室ではなく、本来もっと自由な、懐の深さのある非日常空間であり、迎賓機能とともに、客人を迎える、自らも交流を楽しむ機能を持っていた。

- ・特に、能、狂言、歌舞、音曲の「古典芸能」や茶の湯、華、香といった「伝統文化」を、客人とともにたのしむ場所であった。



臥龍院壺はの間の床下に埋められた備前焼の壺

- ・上記の古典芸能や伝統文化を踏まえると、現代においては、上質な文化体験（クラシック音楽など）や品格ある宴席などへの活用がのぞましい。
- ・想像するに、河内寅次郎は、自分の故郷に地域内・外から大切な人を迎えるための迎賓・交流機能として臥龍山荘をつくったのではないかと考えられる。
- ・であるならば、現代においては、当地域にとって最も上質で文化的な迎賓を目的とした場所として活用を図っていくことが望ましいといえる。

ウ 活用指針まとめ

- ・臥龍山荘での文化体験等の活用事業を通じて、単にこれを文化財として保存、保全するだけでは醸成できない、生身の愛着や受け継いでいくための熱意などが地域内で醸成され

ていくとともに、これが次世代に継承されていくことが大切である。

・それ故に、本事業において新たに設置された地域住民等による地域活用マスターが臥龍山荘に係る知見を習得し、指定管理者であり地域DMOである一般社団法人キタ・マネジメントとともに、地域ぐるみの臥龍山荘の活用体制を構築し、今後価値の高い文化体験が造成されていくことを期待するものである。

エ 活用の手続き

・臥龍山荘の活用においては、初期段階は指定管理者である（一社）キタ・マネジメントの企画もしくは、地域活用マスターとの共同企画をモデル事業として実施するものとする。やがて、地域において更なる活用の広がりを期待していくものとする。

・活用に当たっては、所有者である大洲市に自主事業の申請を行い、許可を得て実施するものとする。

・活用する時間帯は、原則として、一般公開時間外の朝、もしくは夕（夜）の実施とする。

・活用に伴う臥龍山荘の使用料は、条例に基づき 1 時間 10,480 円以内とする。



⑦ 文化財の活用とまちづくり

臥龍山荘の文化財の活用とまちづくりについて以下のとおりまとめました。

・本構想では、臥龍山荘の文化体験に限定して

文化財の保全と活用等について言及している

が、文化財の保全と活用に当たっては、その歴

史的背景や地勢的な要因など、面的に観光やま

ちづくりに生かしていく視点が重要である。

・例えば、臥龍山荘がこの地に建造された理由

のひとつとして、江戸時代から「臥龍」と呼ば

れた景勝地としての「雄大な風景」が挙げられ

る。



・臥龍山荘は、肱川を行き交う帆掛け船や筏流し、対岸の蓬萊山、富士山、梁瀬山などの眺

望景を生かした迎賓機能をもった別荘である。

・また、河内寅次郎が活躍する明治時代の交通を考慮すると、瀬戸内海航路と接続する河川

航路は主要な交通であったと考えられる。

・河内寅次郎が経営する「喜多組」の拠点であった神戸、関西地域からの賓客を臥龍山荘へ

と迎えるには、瀬戸内海を通り、肱川を遡行したと考えられる。

・当時の肱川からみた大洲城下町周辺の景色は、古写真にも残るように、川の眺望と川からの景観を生かした旅館群が立ち並び、臥龍の淵には数寄屋建築の臥龍山荘不老庵が見えたことであろう。

・幕末から明治、大正、昭和初期にかけての大洲や内子など肱川流域のまちの発展には、その地域の特産品と河川と瀬戸内海の舟運を通じた物流が不可欠であり、河内寅次郎はそれらの地域産品を海外に輸出し財をなした。

・この時期のまちの発展を象徴する建造物群は大洲・内子に多く残り、大洲城下町ではこれらの歴史的資源を活用した観光まちづくり事業が進んでいる。

・瀬戸内海を利用した交易により発展してきた我が国の歴史は、近年「瀬戸内テリトリー

リオ」として再評価されつつあり、その構成要素の一つとして大洲城下町や臥龍山荘を再評価していくことはまちの価値を高めていく上で極めて重要といえる。

・また、そのような地域史を踏まえたうえで、特に子供たちを中心とした「ひとつづくり」に努め、また、今回新設された地域活用マスターをはじめ地域住民やキタ・マネジメント、バ



肱川に沿いに建ち並ぶ旅館群



歴史的建造物を活用した NIPPONIA HOTEL

リューマネジメントなど、価値の供給者側で子供たちの記憶に残していくような「伝える力」を常に養っておくことが今後のまちづくりにおいて重要である。

・このように文化財の活用を通した文化観光への取り組みは、地域住民らによる文化の継承、学生・研究者らによるフィールドワークや学術研究、まちづくり実践者らによる視察研修、観光客による観光交流など多様な交流と新たな価値を産み出し、地域のまちづくりを一層好循環させる働きを持つと言える。

なお、臥龍山荘の価値を最大化する上で、肱川の眺望と景観は重要であり、保存整備の観点から参考意見として以下に記すこととする。

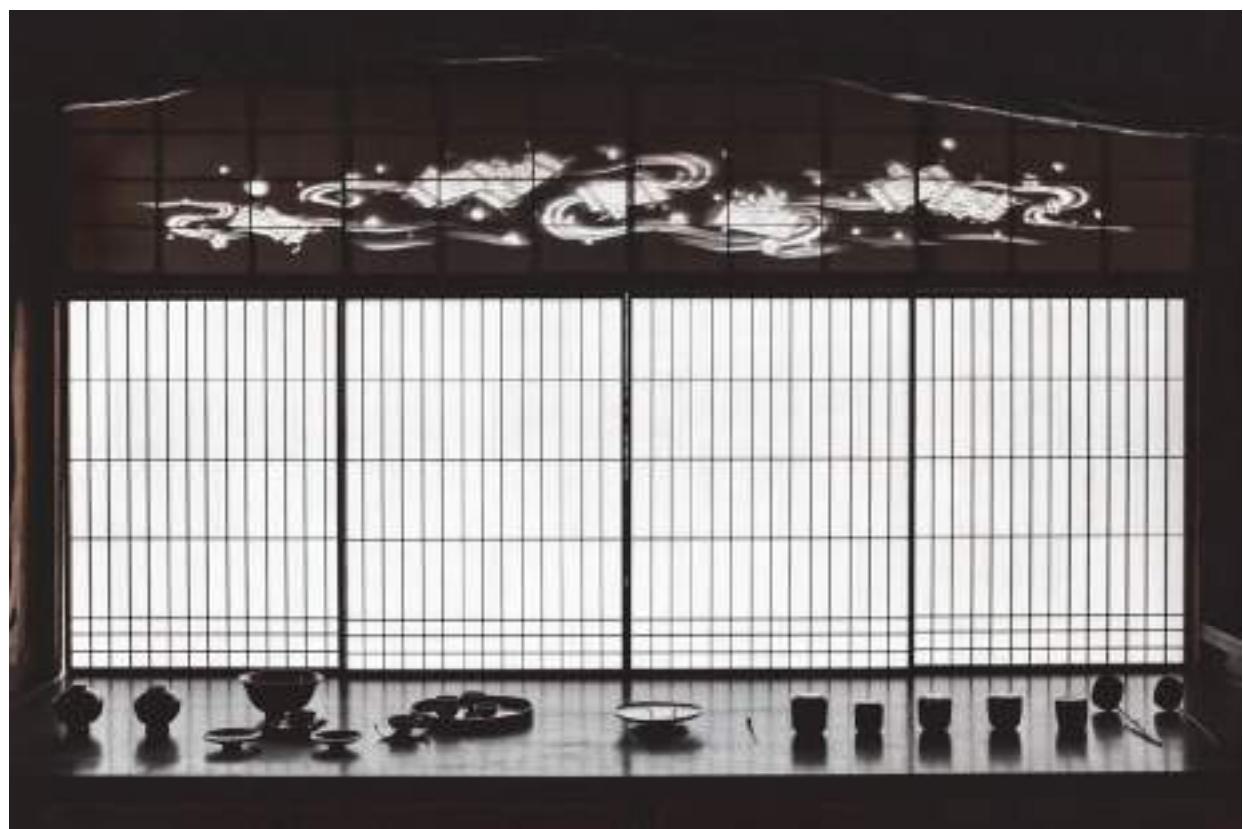
【保存整備の観点からの参考意見】

- ・藤雲橋は、庭園の視点、利用の視点双方からも重要なシンボル的なものであり、復元すべきものと考える。
- ・与樂亭（茶室・四阿）についても、利用の視点から重要であり、更なる考証を経て、復元を検討すべきものと考える。
- ・蓬萊山の眺望、景観は臥龍山荘の活用の上で特に重要であり、臥龍山荘及び肱川からの眺望、景観をより一層意識した保存整備を行うべきものと考える。特に、擬木の公園柵は今後の保存整備において、修景・改修を検討すべきものと考える。
- ・知止庵は元々浴室・便所であったということが、身を清める空間として、活用の視点から非常に重要と言える。

基本構想をふまえ、臥龍山荘を活かした文化の振興のために以下のとおり専門家会議の意見等をとりまとめる。

【臥龍山荘文化体験事業専門家会議 意見等とりまとめ】

- 1 臥龍山荘を活用し、さまざまな文化活動を行うことにより、建築物、庭園等の文化財をより健全な状態で保っていくべきこと
- 2 活用を通して、保全のみでは実現できない、臥龍山荘への深い愛着や、継承していくための熱意を地域内外に醸成していくこと
- 3 今後の臥龍山荘の保存整備においては、蓬萊山や肱川の流れを含めた活用の観点を取り入れていくことが必須であること
- 4 地域文化財や景観等の歴史的風致を生かした観光まちづくりについて、学ぶ機会と発信の活動を今後も継続して実施していくものであること
- 5 活用を通して、地域の文化観光や、歴史的風土を生かした立体的なまちづくり（点・面・空間、ひと、営みへの広がり）に寄与していくべきこと



臥龍院「清吹の間」

4 地域活用

一般社団法人キタ・マネジメントでは、地域住民が臥龍山荘を活用できる環境を整えるため、地域活用マスター制度を設けることとしました。地域活用マスターが、ワークショップを通して数寄文化の精神、知見を学び、臥龍山荘の活用方法を創出していくことにより、事業終了後も臥龍山荘の活用や地域ブランディング活動の実施などを通じて地域内に後継者が育成されていくことを期待するものです。

(1) 地域活用マスター制度

○ 目的

地域の選ばれし活用マスターが、臥龍山荘文化体験事業のワークショップや実証事業などを通して、数寄文化の精神、知見を学び、臥龍山荘の活用方法を創出していくことにより、事業終了後も臥龍山荘の活用や地域ブランディング活動の実施などを通じて地域内に後継者が育成され、臥龍山荘が地域に親しまれる文化財となり、その価値が大洲のまちづくりに寄与していくことを目指すものとする。

○ 地域活用マスター

(本市在住もしくは事業所等に勤務されている方から選出)

| No. | 会社・所属等 | 氏名 | 専門等 | 備考 |
|-----|------------------------------|--------------|-----------------|--------------|
| 1 | Sa-Rah | 帽子 千秋 | 服飾デザイナー | |
| 2 | 酒乃さわだ | 澤田 典康 | ワイン・日本酒 | |
| 3 | 茶寮 平野屋 | 平井啓太郎 | 和菓子 | |
| 4 | 淡交会大洲支部 | 五葉 美加 | 茶道（抹茶） | |
| 5 | おおず歴史華回廊 | 今峰優見子 | 認定案内人（着付け師・箏曲家） | |
| 6 | ボールアーキテクチャー | 渡邊 純哉 | 一級建築士 | サポート 山内和也 |
| 7 | Photographic Factory Anagram | 福岡 直幸 | フォトグラファー | サポート 福岡瑞恵 |
| 8 | バリューマネジメント（株） | 石井 之悠 | シェフ（総料理長） | |
| 9 | （一社）キタ・マネジメント | ディエゴ・フェルナンデス | 水文化建築研究者 | |

○ 習得後の活動

- ・キタ・マネジメントより「臥龍山荘活用マスター」称号の授与
- ・自己研鑽、後継者研修目的の年間パスポートを授与（毎年度更新）
- ・臥龍山荘を活用した活動や地域ブランディング活動の実施
- ・得た知見を後継者に対し伝承

(2) ワークショップの開催

| 回数 | 期日 | 会場 | 参加者数 | テーマ・内容等 |
|----|--------------------------|--------------|------|--|
| 1 | 令和3年 8月23日 | 赤煉瓦館 及び現地 | 19人 | 茶人 木村宗慎氏 「数寄者、茶人から みた臥龍山荘」 |
| 2 | 令和3年 9月15日 | 赤煉瓦館 及び現地 | 21人 | 大阪電気通信大学 矢ヶ崎善太郎氏 「建築の視点からみた臥龍山荘」 |
| 3 | 令和3年 10月18日 | 赤煉瓦館 | 22人 | 大洲市教育委員会学芸員 岡崎壮一氏 「臥龍山荘 名勝としての価値」 |
| 4 | 令和3年 10月31日 ～11月1日 | 京都市 | 16人 | 木村宗慎氏、矢ヶ崎善太郎氏、陣内秀信 氏 京都市視察 臥龍山荘の手本となった 建築、名勝を視察し、活用のアイデアと するもの (廣誠院、大徳寺孤篷庵、大 徳寺玉林院) |
| 5 | 令和4年 1月18日 | 赤煉瓦館 | 16人 | 事業報告、年間パスポート授与ほか *コロナ(オミクロン株)蔓延防止のため、最低限の時間(45分)で実施 |

ワークショップ開催



ワークショップ京都視察



ワークショップ開催



(3) 今後の活用

地域活用マスターと、現在の指定管理者である（一社）キタ・マネジメントが共同で臥龍山荘を活用する場合の共同企画協議書（案）を作成し、今後の活用を促進していくこととしました。

臥龍山荘文化体験事業 共同企画協議書（案）

令和●年●月●日

臥龍山荘指定管理者

一般社団法人キタ・マネジメント

代表理事 高岡公三様

申請者

地域活用マスター



文化財保護法及び大洲市文化財保護条例、臥龍山荘管理条例を遵守し、以下の事業を実施したいので、一般社団法人キタ・マネジメントとの共同企画について協議します。

1 事業名称

2 事業目的 【重要】

事業の目的を簡潔に記載してください。

3 事業日程（期日・期間及び時間）

4 事業内容

事業の内容を記載してください。

5 文化体験を提供する人（主人）・体験する人（客人）

臥龍山荘文化体験を提供する人、体験する人について記載してください。

(提供する人)

(体験する人)

6 体験する人に伝えたい臥龍山荘の文化的価値【重要】

体験する人に伝え、かつ高めていきたい臥龍山荘の文化的価値について記載してください。

(歴史、背景、名勝、空間、数寄、茶の湯、迎賓・もてなし、保全文化など)

7 観光まちづくりへの貢献【重要】

本事業を実施することによる観光まちづくりの進展及び地域事業者への経済波及などの貢献についてそれぞれに記載してください。（なれば「なし」と記載してください。）

(1) 地域滞在者（宿泊者など）の増加

(2) 臥龍山荘来訪者の増加

(3) ものづくりへの進展

(4) 地域内事業者の売上増加

(5) 雇用の増加

(6) その他

8 地域への波及 【重要】

本事業を実施することによる地域のメリットをそれぞれに記載してください。

(1) 文化財保全のための財源

(2) 文化財保全意識の醸成

(3) 学びの機会の創出

(4) その他

9 数値目標 【重要】

観光まちづくりへの貢献及び地域への波及に対する数値目標を記載してください。

(観光まちづくりへの貢献)

(地域への波及)

10 現状変更等の制限

文化財保護法の第43条への抵触について記載してください。また、大洲市教育委員会との事前協議の状況について記載してください。

*法第43条 重要文化財に関する現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。

1 1 付近住民への周知及び了承の状況

騒音・音響、大量集客、車両乗り入れなどがある場合には、付近住民への事前周知及び了承の状況について記載してください。

1 2 事業収支

【収入】

- ・文化体験料金

計

【支出】

- ・事業に要する経費
- ・臥龍山荘使用料（利用料金）

計

【収支差引】

差引

1 3 利用料金

臥龍山荘管理条例より 1 時間 10,480 円

令和●年●月●日 ●時から●時まで 計●時間×10,480 円=_____円

1 4 事業責任者及び体制

本事業の責任者及び実施体制を記載してください。

臥龍山荘文化体験事業を実施する場合は、臥龍山荘管理条例「臥龍山荘利用許可申請書」に本様式を添付してください。

様式第1号（第3条関係）

| 臥龍山荘利用許可申請書 | |
|-------------|--------------------------------------|
| 申請年月日 | 年　月　日 |
| 申請者住所 | |
| 申請者氏名 | (連絡先) |
| 利用日時 | 年　月　日　　時　分から 年　月　日　　時　分から |
| 利用施設名 | |
| 目的 | |
| 参加人員 | 人 |
| 利用料金 | 円 |
| 備考 | |
| 許可条件 | |
| 許可 | 上記のとおり許可する 年　月　日 |
| | 指定管理者 一般社団法人キタ・マネジメント 代表理事 高岡公三 印 |

臥龍山荘文化体験事業 共同企画同意書

令和 年 月 日

地域活用マスター

● ● ● ● 様

一般社団法人キタ・マネジメント
代表理事 高岡公三 (印)

令和●年●月●日付で協議のあった臥龍山荘文化体験事業の実施に伴う共同企画について同意します。

記

条件 (例示)

- 大洲市教育委員会に事前協議すること
- 文化財の施設利用に関しては、施設管理者の指示を受けること
- 付近住民に対し事前説明を行うこと
- 利用後は速やかに原状回復を行うこと
- 施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償すること

○臥龍山荘管理条例 平成17年1月11日 大洲市条例第202号

(趣旨)

第1条 この条例は、臥龍山荘の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(臥龍山荘の管理)

第2条 臥龍山荘の管理は、大洲市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年大洲市条例第76号)第7条第1項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 臥龍山荘の利用の許可に関する業務
- (2) 臥龍山荘の観覧に係る料金(以下「観覧料」という。)及び利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の收受に関する業務
- (3) 臥龍山荘の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、臥龍山荘の管理及び運営に必要な業務

(観覧等の時間及び休日)

第4条 臥龍山荘の観覧及び利用の時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 臥龍山荘の休日は、12月29日から12月31日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者(指定管理者が臥龍山荘を管理することができないときは市長。次条、第6条、第7条及び第9条(後段を除く。)において同じ。)が必要であると認めたときは、臥龍山荘の観覧及び利用の時間並びに休日を変更することができる。

(入場の制限)

第5条 指定管理者は、臥龍山荘の管理上支障があると認める者その他規則で定める者に對し、入場を制限し、又は退場を命ずることができる。

(利用の許可)

第6条 臥龍山荘を撮影、会議等の目的で利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があるときは、その利用について条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

- (2) 犬山荘の施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 犬山荘の管理運営上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者がその利用を不適当であると認めるとき。

(目的外利用等の禁止)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、犬山荘を許可以外の目的に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、又は許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に損失が生じても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者が必要であると認めるとき。

(観覧料等)

第10条 犬山荘を観覧する者(以下「観覧者」という。)にあっては観覧料を、利用者にあっては利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要であると認めたときは、後納とすることができる。

2 前項の観覧料にあっては別表に定める額を、前項の利用料金にあっては1時間につき1万480円を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、指定管理者の収入として收受させることができる。

3 指定管理者が犬山荘の管理を行うことができないときは、前2項の規定にかかわらず、観覧者にあっては別表に定める額を超えない範囲内において市長が定める観覧料を、利用者にあっては1時間につき1万480円を超えない範囲内において市長が定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要であると認めるときは、後納とすることができる。

4 前項本文の場合における次条及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

(観覧料等の減免)

第11条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、観覧料又は利用料金を減額し、又は免除することができる。

(観覧料等の還付)

第12条 既に納付された観覧料及び利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別

の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第 13 条 利用者は、臥龍山荘の利用を終了し、又は中止したときは、直ちに利用した施設、設備等を原状に復しなければならない。

(損害賠償)

第 14 条 臥龍山荘の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○臥龍山荘管理条例施行規則 平成17年1月11日 大洲市規則第142号

(趣旨)

第1条 この規則は、臥龍山荘管理条例(平成17年大洲市条例第202号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(遵守事項)

第2条 臥龍山荘を観覧し、又は利用する者は、あらかじめ指定管理者(指定管理者が臥龍山荘の管理を行うことができないときは市長。以下同じ。)の許可を受けた場合のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 物品の販売又は飲食物の提供をしないこと。
- (2) 広告類を表示し、若しくは掲出し、又は頒布をしないこと。
- (3) 喫煙、飲食及び火気類の使用をしないこと。
- (4) 危険物又は動物(身体障害者補助犬を除く。)を持ち込まないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指示した事項

2 前項の規定に違反した者に指定管理者は、退出を命ずることができる。

(施設の利用申請等)

第3条 条例第6条の規定により臥龍山荘を利用しようとする者は、臥龍山荘利用許可申請書(様式第1号)を指定管理者に提出して許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書を受理し許可したときは、当該申請書に必要事項を記入の上、申請者に交付しなければならない。

(観覧料等の減免)

第4条 条例第11条に規定する観覧料又は利用料金を減額し、又は免除する基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 大洲市(教育委員会(公民館等)、議会、公平委員会等を含む。)が主催する事業で臥龍山荘を観覧し、又は利用するとき 免除
 - (2) 他の行政機関、地方自治体関係者等が公務のため大洲市を訪れ臥龍山荘を視察するとき 免除
 - (3) 市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校が、その教育目的を達成するために利用するとき 免除
 - (4) 臥龍山荘の周知に有用であると見込まれるとき 免除又は5割減額
 - (5) その他指定管理者が必要と認めたとき 1割減額から免除まで
- 2 観覧料又は利用料金の減免を受けようとする者は、臥龍山荘観覧料等減免申請書(様式第2号)を指定管理者に提出しなければならない。

(特別の設備の承認及び原状回復)

第5条 利用者が臥龍山荘内に特別の設備又は装飾をしようとするときは、第3条第1項の規定に定める手続の際、その旨を明記し、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 利用者は、前項の規定による設備をしたときは、利用後速やかにこれを撤去し、原状に回復しなければならない。

(観覧料等の還付)

第6条 条例第12条ただし書の規定により観覧料又は利用料金の還付を受けようとする者は、臥龍山荘観覧料等還付申請書(様式第3号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の観覧料又は利用料金を還付することができる場合及び還付額は、次のとおりとする。

- (1) 天災その他使用者の責によらない理由で観覧又は利用ができなかった場合 全額
- (2) 指定管理者の必要により観覧又は利用の許可を取り消した場合 全額
- (3) 指定管理者が定める期間内に施設の観覧又は利用の取りやめ又は変更の申出をした場合で、相当の理由があると認める場合 指定管理者がその都度定める額

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、臥龍山荘の管理及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(空白)

5 実証事業「臥龍山荘・数寄の宴」

明治期に河内寅次郎が実現しようとした、臥龍山荘でのもてなしを茶人の木村宗慎氏の企画監修のもと実施しました。また、モニターツアーを実施し、今後の文化観光コンテンツとしての実証事業を行いました。

◆ 実施要項

(1) 主催 一般社団法人キタ・マネジメント

(2) 企画・監修 芳心会 主宰 木村宗慎 氏

(3) 実施日 令和3年12月2日(木)

(4) 目的

- ・河内寅次郎が実現しようとした臥龍山荘でのもてなしを体現する。

- ・可能な限り上質な数寄文化体験「臥龍山荘・数寄の宴」を実証する。

- ・記録保存を行い、今後の活用の参考とする。

- ・地域活用マスターによる鑑賞の機会とする。

- ・メディア等を通じた周知の機会とする。

(5) 内容

①紅葉の宴 昼の部 11時00分

11時00分 胴川遊覧 臥龍淵周辺(25分程度) 「臥龍一號」

11時30分 呈茶(不老庵)

12時00分 宴席(壱是の間・清吹の間)

13時00分 会場準備

13時10分 能楽（壱是の間）

13時50分 終了

②夕月の宴 夕の部 16時00分 *月齢27.2

16時00分 胴川遊覧 臥龍淵周辺（25分程度）「臥龍一號」

16時30分 呈茶（不老庵）

17時00分 宴席（壱是の間・清吹の間）

18時00分 会場及び照明準備

18時10分 能楽（壱是の間）

18時50分 終了

○肱川遊覧

- ・市観光協会で「臥龍一號」の出船

○呈茶

- ・一般社団法人茶道裏千家淡交会大洲支部

○宴席・料理

- ・バリューマネジメント（株）石井之悠 総料理長

- ・臥龍山荘「数寄の宴」新メニューを開発

○能楽

- ・シテ方観世流能楽師 川口晃平

・能楽小鼓方大倉流 大倉源次郎（人間国宝）ほか 計7人による演能

(6) モニターツアー

昼の部 5人、夕の部 8人

NIPPONIA HOTEL 宿泊とセットとなったプランとして評価を得る。

メンバーは対外的に影響力の高い優良顧客（VIP）とインフルエンサーを中心に選定。

◆実施報告



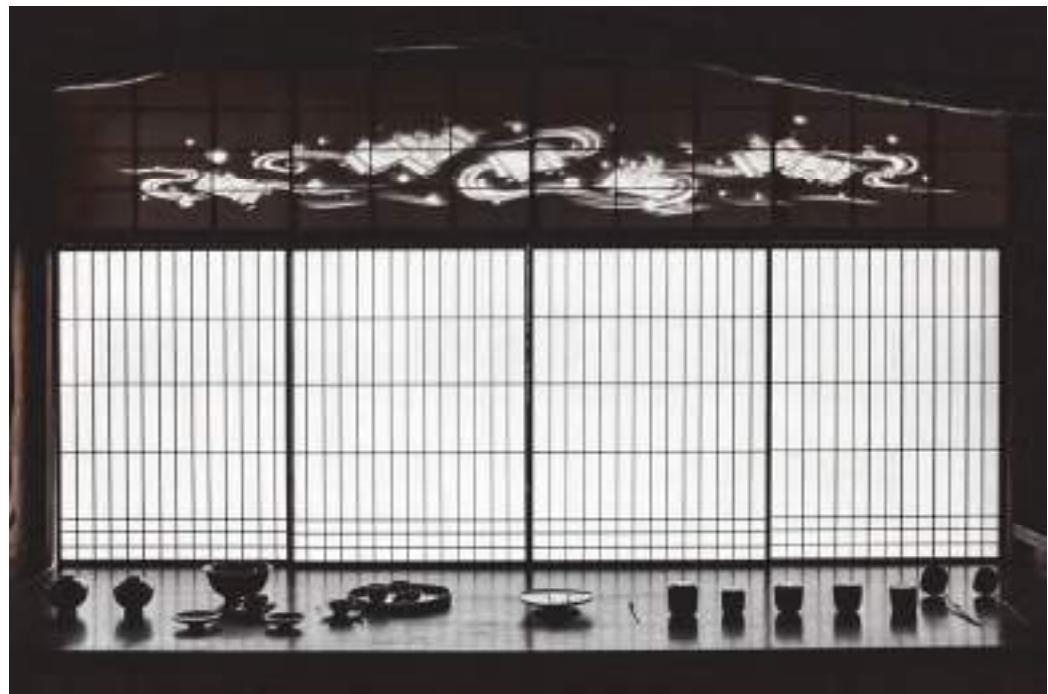
当時、客人は川から臥龍山荘に招かれたと考えられる



最初に不老庵で、呈茶などでもてなされたと考えられる



続いて、臥龍院では宴会などでもてなされたと考えられる



臥龍院「清吹の間」に置かれた茶道具の数々



壱是の間では、古典芸能などでもてなされたと考えられる



今回、不老庵でも古典芸能が実証実験された

◆数寄の宴 開発メニュー



トリュフのリゾット

平膳に載せた椀の中にトリュフ
を効かせたリゾットを入れ、後
からシェフがきのこのコンソメ
スープを注ぐ。



八寸

臥龍山荘や夜の月
肱川に浮かぶ舟などを
イメージした色とりどりの前菜。



蕪と伊勢エビの椀 水菜の香り

柔らかく仕上げた蕪の中に伊勢
海老を入れることで、高価なも
のを表に見せない和の奥ゆかし
さをイメージ。蕪の中の水菜の
エキスで汁の色が変化していく。



トラフグのカダイフ揚げ

八幡浜でとれたトラフグを

カダイフ生地で巻いて天ぷら

に。

養蚕で栄えた大洲にちなんで

繭をイメージ。



あかね和牛の肉寿司

亜麻仁油や柑橘の搾り粕を食べ

て育つ、愛媛が誇る和牛。

新生姜を使った自家製のガリと

ともにメインディッシュとして。



柿のコンポート

コースの最後には地元でとれた

柿を優しいコンポートにして。

(空白)

広報

おます

2022

3

No.206

(特集) 迎賓施設として建てられた臥龍山荘 がりゆうさんそう



(特集) 迎賓施設として建てられた臥龍山荘
～臥龍山荘文化体験実証事業「数寄の宴」～

がりゅうさんそう

すきうたげ



臥龍山荘は、明治期に木蝋などの海外貿易で成功をおさめた新谷出身の豪商・河内寅次郎が明治30年頃、古くから「臥龍」の名で呼ばれた景勝地を購入し、千家十職の名工たちを呼び寄せて完成させた数寄屋の名建築です。

建物は、平成28年に国の重要文化財に指定され、庭園も令和3年に国の名勝に指定されています。

一方で施主の河内寅次郎は、臥龍山荘の完成後、間もなくして亡くなり、どのように使用されていたかについての記録がほとんどありませんでした。

このたび一般社団法人キタ・マネジメントが文化庁委託事業の採択を受け、臥龍山荘本来の使用方法を分析・検証した結果、おもてなしを行う迎賓施設を目的としていた意図が強いことが判明してきました。

今回の特集では、12月2日(木)に実施された河内寅次郎が実現しようとしていた臥龍山荘でのおもてなしを再現する実証事業「数寄の宴」をご紹介します。

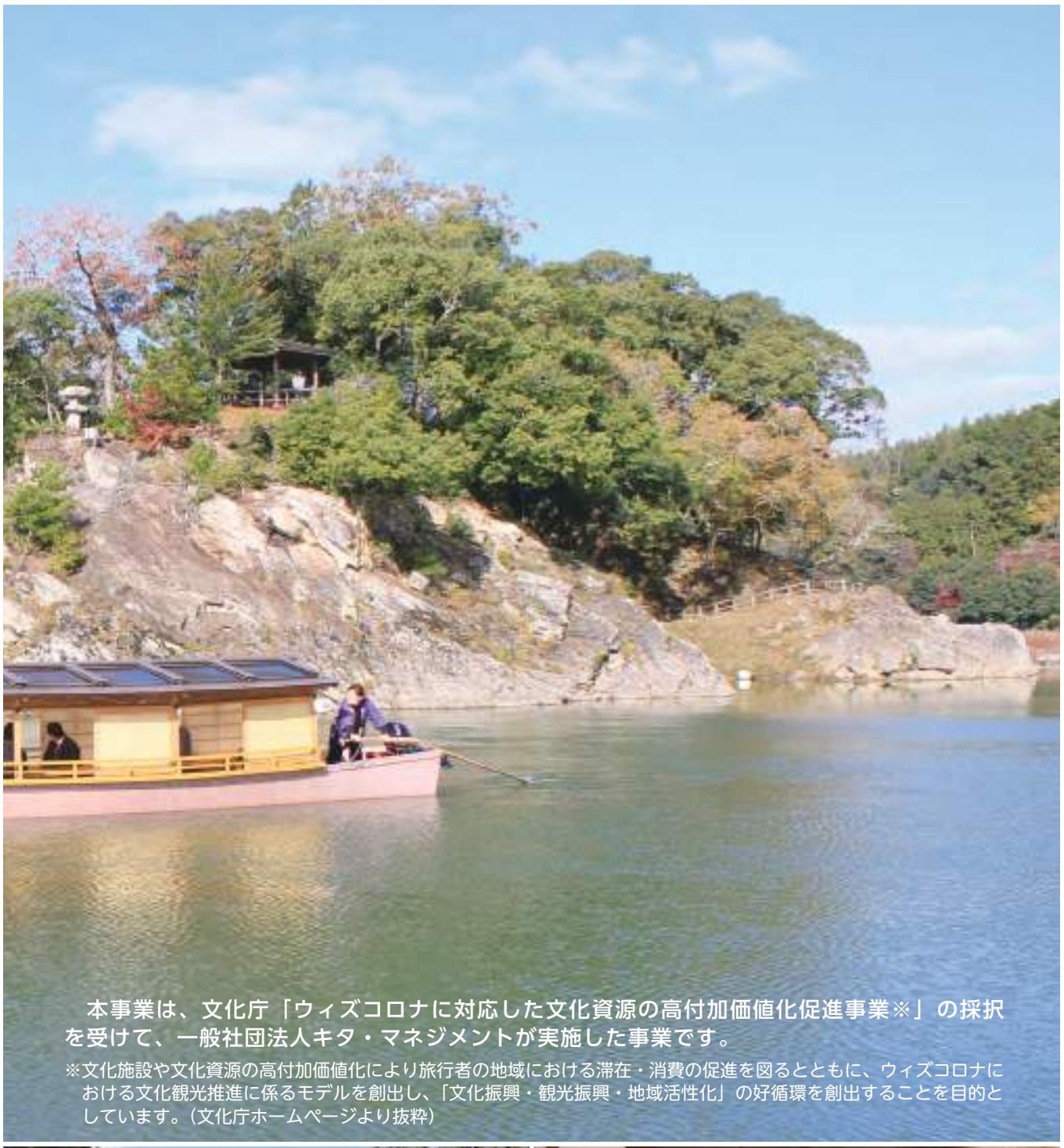
当時の主要交通だった川船で肱川から客人をお迎え



2 広報おおず 2022年3月号

お迎え後は、不老庵にて呈茶のおもてなし





本事業は、文化庁「ウィズコロナに対応した文化資源の高付加価値化促進事業※」の採択を受けて、一般社団法人キタ・マネジメントが実施した事業です。

※文化施設や文化資源の高付加価値化により旅行者の地域における滞在・消費の促進を図るとともに、ウィズコロナにおける文化観光推進に係るモデルを創出し、「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出することを目的としています。(文化庁ホームページより抜粋)



こうよう 紅葉の宴 うたげ



臥龍院では、能などの古典芸能を客人とともに、主人も楽しもうとしたと考えられます。今回の実証事業では、観世流能楽師の川口晃平さん、人間国宝で能楽大倉流小鼓方の大倉源次郎さんをお招きして、壱是の間で初めてとなる能楽が披露されました。



観世流能楽師 川口晃平さん



能楽大倉流小鼓方(人間国宝) 大倉源次郎さん



4 広報おおず 2022年3月号

【臥龍院 壱是の間】

この部屋は能舞台としても設計されていたようで、床下には音響をよくするために備前焼の壺が埋め込まれている。畳を上げると舞台になるとされていたが、改修のときに見ると畠の下は引いたままの板だった。能舞台の床面は、摺り足による歩みや舞の演技に適するよう滑らかに削った檜の厚板を用いるものなので、五十六歳で急死するように亡くなった寅次郎が、あとでやろうとそのままにしておいたのが、ついに未完成となってしまったのかもしれない。寅次郎亡き後、ここで謡いの会は催されたが、能が開催されなかったのはそういう理由だったことも考えられる。それでも鼓や笛の音はさぞかし美しく響いたことだろう。

引用：「水郷の数寄屋 臥龍山荘」（平成24年大洲市発行）39-40ページより



夜の上演では、奏でた鼓や笛の美しい音色が肱川を越えて、富士山をはじめとした周囲の山々に反響し、さらに幻想的な雰囲気を醸し出していました。



(空白)

6 シンポジウム

「臥龍山荘文化体験シンポジウム」

専門家会議構成員の皆さんに大洲市に集結いただき、外からの目線で臥龍山荘の価値を再評価いただく機会を設けました。

臥龍山荘の背景にある歴史文化、また風土など、コロナ禍の今だからこそ改めて考えさせられる日本の建築と文化の意義。観光を通した発信や文化体験、それらを生かしたまちづくりの可能性など、それぞれの専門の立場で臥龍山荘や文化財、歴史的建造物の生かし方、方向性を示す示唆に富んだシンポジウムとなりました。



日時 令和3年12月19日（日）13時30分～16時45分

会場 大洲市民会館 大洲市大洲

内容 第1部 基調講演 80分

陣内秀信氏（法政大学特任教授） 40分

「文化財の活用とまちづくり－イタリアの事例から－」

隈 研吾氏（建築家、東京大学特別教授・名誉教授） 40分

「臥龍山荘とこれからの建築文化」

第2部 パネルディスカッション 90分

「地域文化と観光まちづくり-臥龍山荘文化体験を通して-」

参加人数 会場：188人 オンライン：110人 計298人

主な出席者 衆議院議員 長谷川淳二 様

高知県梼原町長 吉田尚人 様

大洲市長 二宮隆久 様

大洲市議会議長 大野立志 様

大洲市教育委員会教育長 東山 宏 様

本シンポジウムの様子は、臥龍山荘ウェブサイト（<https://www.garyusanso.jp/taiken/>）内の動画 YouTube で視聴可能です。

臥龍山荘文化体験シンポジウム

SYMPORIUM - ENHANCEMENT OF HERITAGE AND CULTUAL ASSETS -



2021年12月19日（日）13時30分～16時45分

■会場 大洲市民会館大ホール

■内容

【基調講演】

陣内秀信氏 （法政大学特任教授）

隈 研吾氏 （建築家、東京大学特別教授・名誉教授）

【パネルディスカッション】

モデレーター 木村宗慎氏（茶人・芳心会主宰）

パネリスト

陣内秀信氏、隈 研吾氏

矢ヶ崎善太郎氏（大阪電気通信大学教授）

他力野 淳氏（バリューマネジメント株代表取締役）



明治期、肱川の舟運を利用して木蠅などの海外貿易で成功をおさめた河内寅次郎。肱川随一の名勝「臥龍」の地を選定し、数寄屋の名建築「臥龍山荘」を建てた。残念ながら、寅次郎は臥龍山荘をほとんど使用することなく没してしまった。その後、臥龍山荘は文化財として保存され今に至るが、その使用方法は解明されずにいた。

臥龍山荘はそもそもどのような建物なのか、寅次郎は臥龍山荘で何をしようとしていたのか。明治の建築文化とは。瀬戸内、肱川流域の地域性とは。背景にある歴史文化、また風土など、コロナ禍の今だからこそ改めて考えさせられる日本の建築と文化の意義。観光を通した発信や文化体験、それらを生かしたまちづくりの可能性など、それぞれの専門の立場で臥龍山荘（ひいては文化財、歴史的建造物）の生かし方、その方向性を示していきます。

■第1部 基調講演 80分

陣内秀信氏（法政大学特任教授） 40分

「文化財の活用とまちづくり－イタリアの事例から－」

隈 研吾氏（建築家、東京大学特別教授・名誉教授） 40分

「臥龍山荘とこれからの建築文化」

■第2部 パネルディスカッション 90分

「地域文化と観光まちづくり-臥龍山荘文化体験を通して-」

■主催 一般社団法人キタ・マネジメント

■後援 大洲市・大洲市教育委員会

■申し込み

一般社団法人キタ・マネジメントの
ホームページからお申込みください。

■問い合わせ

臥龍山荘0893-24-3759



キタ・マネジメント
ホームページ



このシンポジウムは、文化庁委託事業の採択を受け開催されるものです。

登壇者紹介

TODAY'S SPEAKERS



陣内秀信 ／ Hidenobu Jinnai

法政大学特任教授

東京大学大学院工学系研究科博士課程修了

イタリア政府給費留学生としてヴェネツィア建築大学に留学。専門はイタリア建築史・都市史。地中海学会会長、都市史学会会長を歴任。

著書：『東京の空間人類学』（筑摩書房、サントリー学芸賞）、『ヴェネツィア-水上の迷宮都市』（講談社）、『都市のルネサンス-イタリア社会の底力』（古小鳥舎）他。

イタリア共和国功労勲章、ローマ大学名誉学士号、アマルフィ名誉市民他。

隈 研吾 ／ Kengo Kuma

1954年生。1990年、隈研吾建築都市設計事務所設立。慶應義塾大学教授、東京大学教授を経て、現在、東京大学特別教授・名誉教授。30を超える国々でプロジェクトが進行中。自然と技術と人間の新しい関係を切り開く建築を提案。主な著書に『点・線・面』（岩波書店）、『ひとの住処』（新潮新書）、『負ける建築』（岩波書店）、『自然な建築』、『小さな建築』（岩波新書）、他多数。

『水郷の数奇屋 臥龍山荘』愛媛県大洲市 2012年（現地インタビュー・解説）



©J.C. Carbone

木村宗慎 ／ Soushin Kimura

茶人。1976年愛媛県生まれ。神戸大学卒業。少年期より茶道を学び、1997年に芳心会を設立。京都・東京で同会稽古場を主宰。

その一方で、茶の湯を軸に執筆活動や各種媒体、展覧会などの監修も手がける。また国内外のクリエイターとのコラボレートも多く、様々な角度から茶道の理解と普及に努めている。

国際北陸工芸サミットin石川アドバイザー。宇和島アンバサダー（宇和島市）。砥部焼大使（砥部町）。

『水郷の数奇屋 臥龍山荘』愛媛県大洲市 2012年（寄稿）



矢ヶ崎善太郎 ／ Zentarou Yagasaki

1958年 長野県松本市生まれ

京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科准教授などを経て、

現在 大阪電気通信大学工学部建築学科教授

学位：博士（学術）

専門：日本建築史・庭園史、伝統建築技術、文化財保存再生技術

2016年臥龍山荘の国の重要文化財指定、2021年名勝指定に携わる。

『水郷の数奇屋 臥龍山荘』愛媛県大洲市 2012年（全体監修）



他力野 淳 ／ Jun Tarikino

2005年バリューマネジメント株式会社設立、代表取締役に就任。文化財など伝統的建造物、行政の遊休施設の修復運用や、ホテルや旅館、結婚式場などの施設再生を行う。「施設再生から地域を活性化に繋げ、日本独自の文化を紡ぐ」がテーマ。グローバル起業家団体 EO OSAKA

（Entrepreneurs Organization）元会長。地域づくり活動支援組織 地域資産活用協議会（Opera）副会長。婚礼業界活性化組織 次世代ブライダル協議会代表理事。内閣官房観光戦略実行推進室 歴史的資源を活用した観光まちづくりユニットメンバー。

2018年大洲市と連携協定締結、2020年NIPPONIA HOTEL 大洲 城下町を運営。



地域の特性を生かしたまちづくりを考える ～臥龍山荘文化体験シンポジウムより～

臥龍山荘ウェブサイトで ⇒
シンポジウムを視聴できます



臥龍山荘の歴史的背景や文化的価値、瀬戸内や肱川流域の地域性などを生かしたまちづくりの可能性について考えるシンポジウム（主催：一般社団法人キタ・マネジメント）が12月19日㈰に大洲市民会館で開催されました。

陣内秀信さんと隈研吾さんの基調講演に続いて、木村宗慎さんをモデレーターに「地域文化と観光まちづくり」をテーマにしたパネルディスカッションが行われました。登壇者のみなさんから頂いた提言などについてご紹介します。（本文中の敬称略）



木村 宗慎さん

茶人・芳心会主宰（愛媛県出身）
茶の湯を軸に執筆活動や展覧会などの監修も手がける

【木村】臥龍山荘の実証実験として能楽師に来てもらって上演していただいた。その時に初めて気づく驚きがあった。臥龍山荘単体で見られることが多いが、向かい側の蓬莱山との関係性が本当に大事で、一番驚いたのは、お囃子を奏でたら肱川を越えて向かい側の富士山と反響してこだまのように音が返ってくること。こうしたことまで考えて建てられていたのかということも驚きであり、実際に臥龍院の建物の中だけでなく、蓬莱山の方から演奏することも可能なではないかななど、使ってみて初めて気づくことが多かった。そうした視点でいろんなものをニュートラルに見ていくことでさまざまな可能性が拓けていくと思う。力づくでものごとを支配して作り替えるのではなく、いろんなものと一緒に生きていくという答えが大洲から発信できるのではないかと思っている。これから大洲の町の文化財を生かしたり、地域の特性を生かしたまちづくりを行う際にどこに注力するべきかについてご意見をいただければと思う。

【陣内】町には、子育てするのに良いとか、路上で子供たちが元気に遊んだり、人々が集い交流するシーンが自然な形であちこちで見られたりするような住民の生活の場としての価値が大事である。

ヴェネツィアの人は、家に住むだけではなく、町に住む感覚を持っている。町に住むのが楽しい、家から出たら人と出会えて、広場に行くとお金を使わなくても長く居られる。カフェやギャラリー、自転車も使って、人と会えるドラマが毎日あるのが当たり前の都市の姿があった。

車の時代、個人主義になってバラバラになり、郊外の方に目が向かい、町の総合性や複合性がどんどん薄れていったのが日本である。それを取り戻そうとする復元力が今まで働いてこなかった。コンパクトシティや都心部に店舗を置いたりすることを応援するような制度があるかもしれないが、大洲はそれを目指すべきではないかと思う。大洲には、すてきな都心部がある。

道路標示を見ていたら「Central Ozu (セントラル オオズ：旧市街)」と出ていた。城下町は一つのブランド化した言い方としては良いと思うが、もう少し現代の歴史的な空間や魅力ある生活空間が観光情報・文化発信力でも重要であり、そういった求心力が町をもう一度作り直すことにつながる。保存という言い方をするとちょっと足を引っ張ってしまうようなイメージがあるかもしれないが、イタリアでは保存という言葉を使わない。「リクーペロ（甦えらせる）」という言葉を使っている。既存の建物を壊すのではなくて、その空間の構成や面白さを十分尊重しながら、そこに新しい機能や意味を加えて人々が良い感じで使う。街路をもう少し歩きやすくしたり、もう少し人が交流できる場を作り出す。そういうことが文化観光と連動してくる。

子供たちや若い人、お年寄りも路上で楽しんでいる姿が重要であり、大洲では子供たちが挨拶をしてくれる、これが良い。みんなが集まる場所ができればと思う。



陣内 秀信さん

法政大学特任教授
専門：イタリア建築史・都市史

【隈】 大洲はすでにブランドになれる可能性を持っている感じがした。臥龍山荘というコアがあり、地域のまとまりが歩ける距離にあって良いスケール感がある。川と山とで領域がはっきりしていて、場所自身がブランドになれる要素を持っている。そこからブランドを使って何ができるかと言わされたときにネタはいろいろある。例えば、今、木蝋がレストラン業界に注目されている。洋蠟燭は匂いが料理に影響を与えるので、最高級のレストランは木蝋を使うというような話もある。世界的に注目されている可能性を伸ばすこと、その素材も数多くある。そういうものを使って臥龍山荘というコアがあることをうまく使えば世界ブランドになり得ると思う。

【木村】 大洲地域では昔からシルクもすごく良い物がある。大洲で特別な布を作つてディスプレイに使うこともできるのではないか。

【隈】 それを開発したり作つたりするために若い人が大洲に移住することが起こるのではないか。NIPPONIA HOTELなどで観光客が来ており、それにプラスして働く人とか、住む人が出てくると思う。大洲をブランドとして世界に売っていくときに人材が必要になってくるので、それに興味を持って引っ越す人がたくさん来る可能性がある。これから観光と一緒に新しい形での製造のようなことをやっていくと良いと感じた。

【矢ヶ崎】 各地域に固有の建築文化があるが、これまでそれを正当に評価してこなかった。評価できる人がいなかつた。数寄屋や茶室となると京都の建築をまず思い浮かべて、その人が評価軸になってしまっていた。その時代の人たちが臥龍山荘を見て「これが茶室です」と言わされたら「これが茶室なの、全然違う」と言われて終わりだったかもしれない。それを黒川紀章先生がいち早く発見されたのは先見の明があると思う。世界的な視野で見たらいろいろな建築がある中の一つに大洲の臥龍山荘があるという評価軸を我々は持たないといけない。これから臥龍山荘を生かしていくために、まずは地元の人に自信を持っていただきたい。世界に誇れる建築だというお墨付きをいただいている。日本にめったにない数寄屋の建築で、これこそ数寄屋の原点なんだということははっきり言えることに自信をもつて大いに発信していただきたい。

【他力野】 臥龍山荘を保存して地域の宝として残していく、そして地域を表現していくためにどう活用するかを考えていくことは、それ以外の中心となる地区においても何を残して何を変えるのかを考え、この町がずっと必要とされ続けて、時代を超えて人々の暮らしが続していくためにはどうするのかを考えていくことでもある。文化観光を通じて人々が住み続けている町がどうなっていくのか、大洲が守ってきた今も息づく歴史的資源と向き合いながら、一回無くしてしまうと取り戻せないので、これを残しながら時代に必要とされ続けられるあり方を改めて考えなければならない。

提言いただいたような事例が大洲の中で展開できれば、新たな人、若い人がどんどん集つてくることにつながっていくと思う。若い事業者が入ってきている今の状況が続くように、そして大洲がブランドになる可能性があるという話をいただいたので、その一部を担つて立場としてみなさんと共に大洲がブランドになるべく事業を進めていきたい。

【木村】 実証実験に来た能楽師が次のメッセージをインスタグラムにあげている。

「昼の部は外光が夢のように心地よく、夜は燈明が錦糸を照らし、舞つても、ものすごい風情を感じました。大洲の町は放置されつつある古民家を再生させ宿泊施設とすることで使いながら景観を守り、シンボルとなる大洲城も伝統工法、しかもすべて国産材で復元したという気合の入りようで、僕はこの町に開発しまくり、家を建てまくれば経済が発展して国が富むという現代日本に未だにその足を引っ張る超時代遅れの思想に対して、ついに日本が巻き返しをはじめたその切っ先をみます。」

身の回りにあるものの価値をもう一度信じて、それを大切に再生させてほしいという我々からのメッセージとして受け取ってほしい。



くま
隈 研吾さん
建築家
東京大学特別教授・名誉教授



や が さき 善太郎さん
大阪電気通信大学教授
専門：日本建築史、庭園史



た りき の 他力野 淳さん
バリューマネジメント(株)代表取締役
NIPPONIA HOTEL 大洲城下町を運営

7 コンテンツ造成

コロナ第5波、6波の状況下において、本事業では実証事業（モニターツアー）の実施により商品造成のブラッシュアップを図りました。なお、商品化におけるプラットフォームは以下のとおり準備しています。

NIPPONIA HOTEL 大洲城下町ウェブサイトによるプラットフォーム

<https://www.ozucastle.com/>

モニターツアーのブラッシュアップにより臥龍山荘の文化体験と歴史的建造物との宿泊をセットにしたプランを造成しました。（ランディングページ イメージ 次頁）



客
室



体
験



お
食
事



過
ご
し
方



客
室

江戸～明治期の歴史的建造物を
改装した非日常空間

2~4名定員
40~100㎡

もともと蔵であった建物や、かつての豪商の邸宅など、遊び心とこだわりを感じる空間。城下町に溶け込み、文化や歴史を五感で愉しむ滞在をお過ごしください。

お風呂はオリジナルの檜風呂をご用意しておりますので、自然の香りに癒されるバスタイムを。

※歴史的資源の保全を目的として当時の趣や風情を残して算生しており、防熱性や気密性は高くありません。

※非日常を味わっていただくために、羽や帽子とした照明は備え付けておりません。



体
験

重要文化財 臥龍山荘を貸し切り
味わい尽くす『数寄の宴』

肱川遊覽
御室茶
特別ディナー
芸術鑑賞



河内寅次郎は川から舟でゲストを臥龍山荘へとお連れした

船橋調査で発見された船着場や、当時架けられていた藤雲橋。
河内寅次郎は肱川の雄大な自然を取り込んで臥龍山荘を完成させた。
心地よい肱川の流れを感じながら、寅次郎が見た景色に思いを馳せる。
心体まる舟のひととき。

※乗船場まではスタッフがご案内いたします。
※乗船時間は約40分です。

普段は入ることが許されない「苔是の間」
最も格式の高い特別な空間での饗宴

千家十職の職人が腕を奮った典雅な数寄屋建築である臥龍院。
苔是の間は、敷かれている墨の重厚性から普段は立入禁止の空間。
この部屋を貸し切り。提供される料理は地元食材にこだわり数寄を表現
した特別なメニュー。地元のソムリエが用意するペアリングドリンクとともに愉しむ。



河内寅次郎は能や神楽の演舞をこの空間で催した
芸術の粋を感じる夜を再現

苔是の間の床下には音響効果を高めるための備前焼の澄が12個設置されている。
神楽や能を奉納した河内寅次郎が現代に生きていればここで何を催しただろうか。寅次郎の想いを想像しながら、この空間の魅力を味わう様々な芸術を鑑賞する。

※画像はイメージです。
※芸術鑑賞は、時期によって変動します。

懸造りの不老庵は主客一体でつくりあげる極上のお茶室

臥龍湖にせり出すように作られた懸造りの不老庵は河内寅次郎が一番最初に建てた、臥龍山荘のメインの建物。ここでお茶を点て、ゲストに振る舞うことがもてなしの醍醐味。
地元の茶人が点てるお茶と、地元老舗の和菓子職人が作るできたてのお茶菓子を味わう。





食事

老是の間で愉しむ 数寄の宴 プライベートディナー

豊媛のあかね和牛や近海で採れた海の幸、
地の野菜をふんだんに使用したコース。
フレンチの技法を用いながら、数寄文化
をお皿の上に表現した、地味深い逸品。
この地の恵みを存分に味わうプライベー
トディナーを。

過 ご し 方



Day 1

15:00 チェックイン



NIPPOMIA HOTEL 大洲祇下町へようこそ。
旅の始まりは地元ならではのウェルカムドリンクと
スイーツでのお出迎え。
フロントでのチェックインを終えて客室のあるMUNE棟の
ゲートをくぐれば、木造の晒し場を改装した心安らぐ庭園が
広がる。

18:30 隴川遊覧



肱川の流れ今川風を感じながら、船頭がゆっくりと舟を漕ぐ。
昔と変わらない景色を昔と同じ方法で愉しむ。
肱川と大洲のまち、肱川と臥龍山荘
それぞれのストーリーを聞き、河内寅次郎がつくりあげた
唯一無二の世界観に没する。

17:30 夕食・芸術鑑賞



舟を降りて歩いて臥龍山荘へ。
徐々に日が沈みゆく庭園を眺めながら臥龍院壇場の間にて
特別な料理に舌鼓をうちながら
地元アーティストによる楽器や演芸を鑑賞する。

10:30 御呈茶



食事と翌朝鑑賞の余裕に浸りながら仄暗い不老庵へ。お茶とお菓子を食べながら1日を振り返る。非日常な大人の贅沢を堪能する。

20:30 バスタイム・晩酌



部屋に戻って優雅なバスタイム。ヒノキの香りに包まれて日頃の疲れを癒やす。入浴後は敷地内のフリーラウンジにて心ゆくまでお酒を愉しむ。

Day 2

9:00 日本庭園を望みながら朝食を



筑波山荘からほど近い「TUNE棟」にて、ご朝食を。大澤先生「いもたき」をイメージした一品口他、お朝食への献上米「せんとかく」を土鍋で炊き上げたつやつやのごはん、愛媛魅麗のフレッシュフルーツ盛り合わせ。地元水野牧場の畜みそを精肉した味噌汁など、お洒落ならではの和朝食をご堪能。

庭園を眺めながらゆったり朝食を堪能すれば、忙しい日常生活から解放され貴重なひとときをお過ごしいただけます。

11:00 お部屋でゆっくり



12:00 チェックアウト



大澤城下町の現在はいかがだったでしょうか。チェックアウトもお部屋でゆっくりと承ります。もちろん精進したVMGコンシェルジィが、ご希望に応じてチェックアウト後の過ごし方もご提案。ご遠慮なくご相談をお寄せください。

(空白)

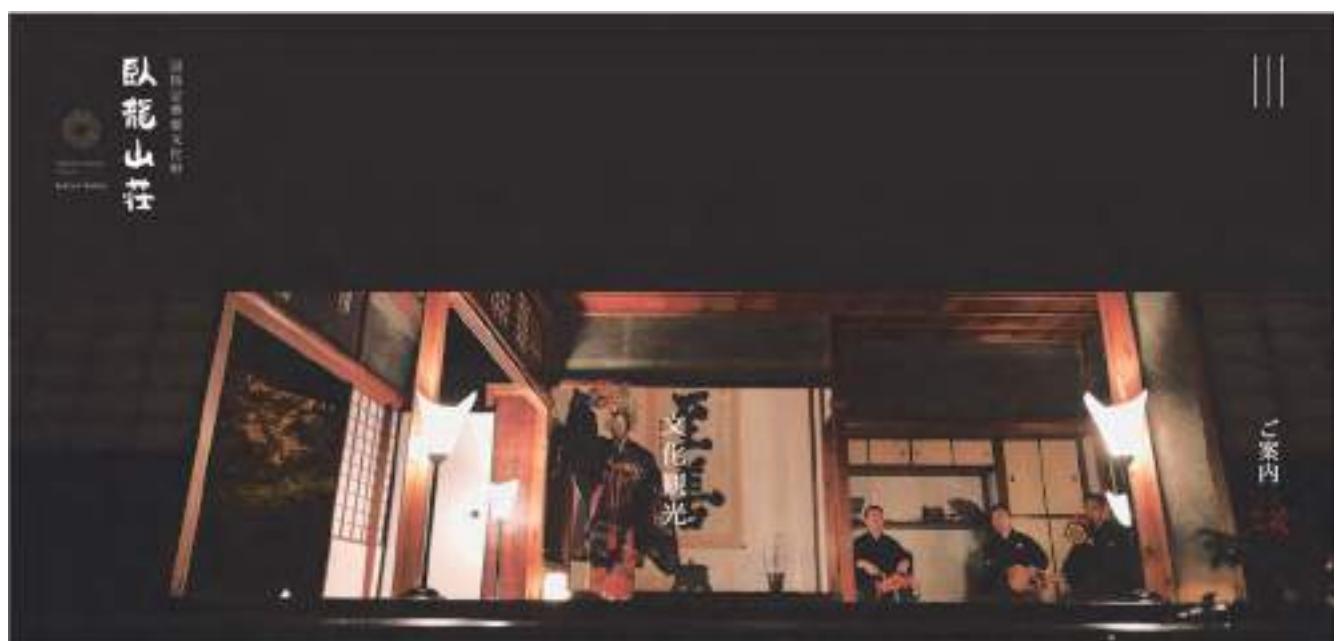
8 プロモーション

(1) ウェブサイトリニューアル

臥龍山荘のウェブサイトのリニューアルを行い、本事業を「文化観光」として新しいコンテンツを掲載しました。



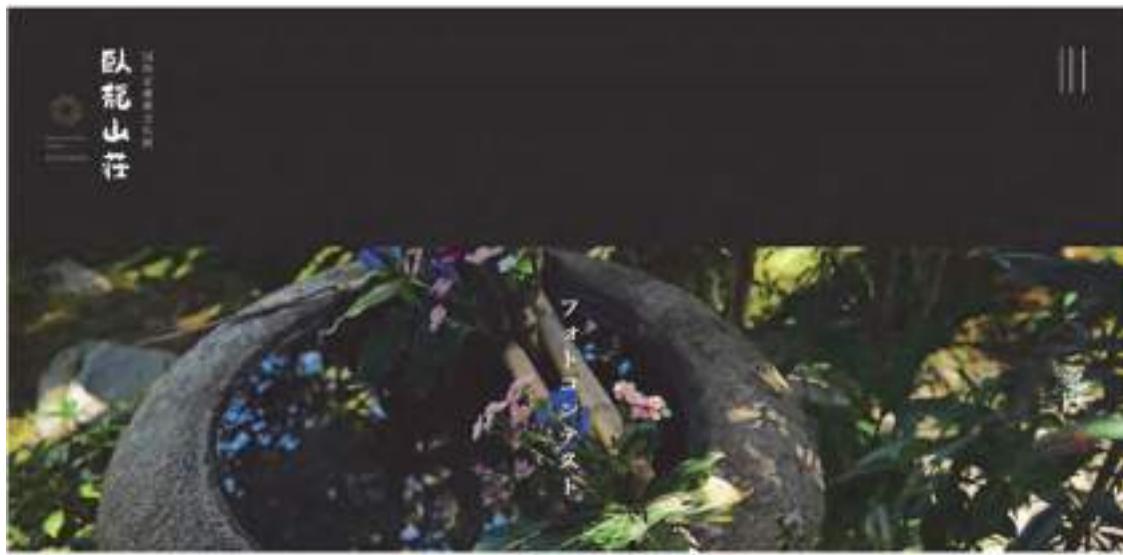
▲新しい臥龍山荘ウェブサイト トップページ



▲新しい「文化観光」コンテンツ

(2) フォトコンテスト

ウィズコロナ期に一層進んだ個人旅行ニーズを反映し、臥龍山荘と個人旅行者との距離を近づける施策として「インスタグラムフォトコンテスト」を実施することとしました。



【第1回実施要項案】

1. 募集期間

2022年3月20日（日）～5月20日（金）（※募集締切日 2022年5月20日（金））

2. 応募対象

臥龍山荘の春の魅力と人が楽しんでいる写真となります。

3. 応募方法

- ① 応募の際は、Instagramで臥龍山荘の公式アカウント（@garyusanso）をフォローしてください。
- ② 写真投稿の際は、今回のフォトコンテストのハッシュタグ1つ「#臥龍山荘フォトコン」をコメントに追加した上でご投稿ください。

- ③ ユーザーアカウントを公開アカウントに設定した上でご応募ください。

4. 結果発表

令和4年6月10日予定

5. 受賞結果

- ① 受賞結果は、臥龍山荘公式ホームページにて発表致します。
- ② 受賞の場合、賞品発送などの業務のため、受賞者の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレスを教えて頂きます。

*個人情報の取扱いについては、下記の「12. 個人情報の取得」をお読みください。

- ③ 採用連絡から1週間以内にご返信いただけない際は、賞品の発送を見送らせていただく場合がございます。

6. 賞品

- ・最優秀賞（1点） 賞状、旅行券（2万円分）+臥龍山荘早朝特別観覧体験1組（2名）
- ・優秀賞（3点） 賞状、旅行券（1万円分）
- ・入選（5点） 賞状、臥龍山荘の本「水郷の数寄屋」（1,650円）1冊をプレゼント

7. 応募条件

- ① 応募者は、アマチュアの方ならどなたでも応募可能です。
- ② 応募者は、日本国内在住者に限ります。（賞品を日本国内で受け取れる方）
- ③ 応募写真は、写真に対するコメント及びユーザーアカウント名を、臥龍山荘公式ホームページなどの各種媒体に掲載することにご同意いただける方といたします。

8. 参加料

本コンテストの参加料は無料です。

9. 応募規定

- ① 1人1作品とします。
- ② 応募者本人が撮影し、著作権を有する作品に限ります。
- ③ 応募写真の返却は不可です。
- ④ 応募写真の一部は、臥龍山荘の公式ホームページ、公式Instagram等に掲載させて頂く場合があります。

なお、受賞写真においては、臥龍山荘の公式ホームページのトップページにて掲載させて頂きます。

*応募写真の権利については、下記の「12. 応募写真の権利と利用」をお読みください。

10. 審査員

臥龍山荘文化体験 地域活用マスターの3名です。

- ・帽子 千秋（服飾デザイナー）
- ・福岡 直幸（フォトグラファー）
- ・ディエゴ・フェルナンデス（水文化建築研究者）

11. 注意点

- ① 臥龍山荘のフォローを外した場合又はユーザー アカウントを途中で削除した場合は、採用が無効となりますので、ご注意ください。

- ② 応募期間外に投稿された写真を編集し、コメントを追加することにより指定のハッシュタグを追加した場合は、選考対象外といたします。
- ③ ユーザーアカウントが非公開設定の場合は、選考対象外といたします。
- ④ 本コンテストに応募写真は、他のフォトコンテストでご使用できません。

12. 応募写真の権利と利用

- ① 応募写真の著作権、その他の知的財産権は、応募者に帰属致します。
- ② 応募者は、応募写真の投稿をもって、写真の使用権を当法人に無償で許諾したものとみなします。
- ③ 写真の被写体の肖像権やその他の権利は、事前に承諾を得るなど応募者の責任において適切に処理してください。主催者は、肖像権侵害等の責任を負いません。
- ④ 本法人は、応募写真の利用に対して、応募者への報酬・使用料等のお支払はございません。
- ⑤ 本法人は、第三者から権利侵害・損害賠償などの苦情・異議申し立てがあった場合には、一切の責任を負わないものとします。その際は、応募者が費用等を対処するものいたします。

13. 個人情報の取得

- ① 個人情報の利用目的は、当フォトコンテストに関する賞品の発送、応募者への連絡、応募者への写真の利用に関する依頼、及び応募者からのお問い合わせに関する業務を遂行する場合に限定致します。

- ② 応募者から取得する個人情報は、氏名、住所、電話番号、Eメールアドレスを想定しています。
- ③ 応募者から取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、紛失、漏えいすることなどがないよう、適正かつ安全に管理致します。
- ④ 取得した応募者の個人情報を、第三者に委託・提供いたしません。
- ⑤ 応募者から個人情報の内容の公表・開示・訂正・削除・利用停止等の請求があった場合には、適切かつ迅速に対応致します。

9 参考資料 (専門家会議記録)

臥龍山荘文化体験事業 第1回専門家会議 記録

- 日 時 令和3年8月23日（月） 午前10時30分から11時45分まで
- 会 場 オンライン会議
- 出席委員 陣内委員、矢ヶ崎委員、木村委員、他力野委員、菅野委員
- 当日資料 別添
- 記録作成 事務局（一般社団法人キタ・マネジメント 村中）

1 開会挨拶



一般社団法人キタ・マネジメント 高岡代表理事

挨拶要旨

お忙しい中、本会議にご出席いただきありがとうございます。

本事業は大洲の価値を高め、認知度向上を図る上で、極めて重要な取り組みであり、先生方の知見を拝借して、地域に蓄積させていただきたいと考えています。本日は、限られた時間ではありますが、よろしくお願ひいたします。

2 専門委員等紹介

A screenshot of a computer screen displaying a list of participants for a meeting. The interface is in Japanese. At the top, there is a header for "専門委員" (Specialist Members). Below this, there are two columns of names and titles. The first column lists "陣内委員" (Miyazaki), "矢ヶ崎委員" (Yagasaki), "木村委員" (Kimura), and "他力野委員" (Itakano). The second column lists "菅野委員" (Sugino) and "高岡代表理事" (Koga Representative Director). Below the list, there is a section titled "アドバイザー" (Advisors) which also contains a list of names. At the bottom of the screen, there is a row of small profile pictures of the individuals listed above.

陣内委員 挨拶要旨

元々イタリアの研究をしている。(キタ・マネジメントの)ディエゴさんが大洲で肱川流域の研究をしており、当地とはご縁があった。実は文化庁の重伝建の委員をしていて臥龍山荘が重要文化財になっていく過程を見ていた。「こんなにすごい文化財があるんだ」と思って感心していた。

実際に現地に行って、建物、庭、ロケーション全部が日本の中でも稀有な存在であり、世界的に見ても素晴らしいと感じた。川に面して自然と一体となった世界観を近代に作り上げたと言うことに驚いた。それを生かす今回のプロジェクトに参加させていただけたこと、大変嬉しく思っている。

矢ヶ崎委員 挨拶要旨

3年前から大阪の大学におり、それまでは京都の大学にいた。京都の頃から、何かをきっかけに臥龍山荘に足を運ぶようになり、魅力にとりつかれた。建物、庭、周辺環境、そしてこの地域の食の魅力にひかれ、毎回大洲に行くのを楽しみにしている。

臥龍山荘は、残念ながら資料がそれほど多くない。特に、施主の河内寅次郎がどんなことをしたのかを語る資料があまりない。これは、河内さんが後世の人に、大洲の人に「どうかこの建物と庭を有効に利用してくれ、うまいこと使ってくれ」と言い残してくれたのではないのかなと思ってならない。河内さんの思いを汲みながらこの建物と庭を有効利用すること、これは大いに河内さんが喜ぶことではないのかなと思っている。

地元の人がこの建物を大切にしてこられたということを常に考えながら、地元のために、やがて日本、世界へと発信できるような事業になればと思う。このような素晴らしい事業に参画できることを大変光栄に思っている。

木村委員 挨拶要旨

使い手の観点でお手伝いできればと考えている。愛媛出身で宇和島生まれ。大洲も慣れ親しんだ地域。個人的に歴史、文化、建築が子供の頃から好きだったが、城下町の風景が(全国で)変わってしまっていて残念に思っている。そのような中、大洲のまちが再生されていて、新しい形で残されていていることを嬉しく思っている。先生方のお力添えをいただきながら、新しい(文化財活用の)形が大洲から発信できたらと思っている。

他力野委員 挨拶要旨

バリューマネジメント社では、文化財や重伝建地区など歴史的資源を残していくために、民間の力で活用して未来に紡いでいく事業を行っている。何かを残していくためには「必要性」が大切。この場を誰かが必要とすることが大切となる。これまで税金で残してきたが、これからは「お金を払ってでも残してほしい場所になっていく」ことが重要。

大洲への進出は、大洲市や伊予銀行の熱意を感じたからだ。関われば関わるほど、大洲の強い信念を感じる。だからこそ、これまで文化財が残り、これからも残っていくのだと思う。この地域とまちづくりを進めていくことに、メンバー一同誇りに感じている。日本全国の文化財において、活用を通じて文化財の背景を知っていくことが大切。この事業は日本の先進事例になると思っている。

我々も強い思いをもって参加させていただいている。

菅野委員 挨拶要旨

昭和54年に東京から戻ってきた。元々近代建築が専門であったが、(大洲の)八幡神社の修復に携わった頃から古建築に関心を持ち始めた。その後、臥龍山荘の修復に携わり、いわゆる「染みぬき」と呼ばれる(目立たない)修復技術で、建築の奥深さを知った。また、その時初めて千家十職を知り、中村宗哲さんにも出会った。

今回、重要文化財、名勝を生かしていく取り組みであるが、私の方からぜひ参加させてほしいとお願いさせていただいたプロジェクトだ。私自身、力を最大限発揮したいと思っている。先生方のご指導をお願いしたい。

*事務局より、アドバイザーの隈研吾先生は、本日他用務と重なり欠席であり、先生から直にアドバイザー就任のご承諾をいただいている旨が紹介された。

3 座長の決定



座長 木村宗慎 委員 (全員一致)

挨拶要旨

素晴らしい委員の皆様の中で、若輩ではありますが、地元が愛媛であることから、愛媛に帰つて直接事務局と打ち合わせをさせていただく機会も多いということで、座長を引き受けさせていただければと存じます。もとより、上下のあるような会ではありませんし、むしろ皆様からお教えいただきながら進めていければと思っております。よろしくお願ひいたします。

こうした事業が実現できるということに、亡くなられた前市長の清水市長の思いというものが大きかったように思う。大変感謝したい。また、それを受け、テコ入れを考えられた伊予銀行の皆さんとのきつぶの良さ、また事業に持ち込んだ他力野社長をはじめバリューマネジメントの皆さんに地域の一人の人間として心から感謝したい。

昨日、NIPPONIAに泊まり大洲のまちを久しぶりに散歩した。古い町家にあかりが灯り勇気づけられた。これまで矢ヶ崎先生など臥龍山荘を重要文化財、名勝指定にして来られ、保全にいたるプロセ

スが地域に整ってきた。これをベースに活用しながら残すということに道すじをつけられたらいいなど、それが大洲市の皆さんのが願いだと思っている。どうぞよろしくお願ひしたい。

4 事業の概要について

事務局 村中説明（説明内容省略）

The screenshot shows a video conference interface. On the right, a small video window shows a person wearing a mask. The main area displays a presentation slide with the following content:

臥龍山荘文化体験事業

概要
「臥龍山荘の歴史、河内萬次郎が実現し上げたした数寄（すき）・風流（ふりゅう）・功文化を体現し、茶の湯や邦楽、古典芸能など今來留美財や学びの機会を通して、地域に活躍の気運を醸す。」

目的
①地域の活用意識を醸成する。
②実際の活用を通して、五感でその価値を感じる。
③専門家による本物・本質『リビング・ストリー』の伝授。
④文化観光における大洲の認知と文化圏の開拓を図る。
⑤旅館お庭の名勝指定（登録）に向け、次年度以降の整修管理計画に沿用の観点を取り入れる。

45

5 基本構想の構成（案）について

木村座長 発言要旨

まず、「基本構想」とは、地域にとって、また地域DMOにとって、臥龍山荘を一つのきっかけとして「文化財をどのように活用していくか」という上で、平たくいうと「憲法の原案のようなものを準備してほしい」というのが、現場からの要望であるかのように思う。先生方の知見を取りまとめて、「基本構想」にできたらと思う。

内容としては、①建築、②歴史、③文化、④観光、⑤保全、⑥活用の六項目で議論できたらと思う。

陣内委員 発言要旨



「地域住民による新しい文化活動に期待」

この短期間で、まちづくりを進めてきたということに感銘を受けた。臥龍山荘という資産を鉢々（そうそう）たるメンバーで憲法（道標）を作っていくということで、本当に重要な課題であると認識した。

先程の六項目で価値づけを行う上で、「観光」は特に範囲が広いと感じている。今回のターゲットは一過性のものではなく、リピーターであり、文化発信を通じて、文化交流という形で観光につなげていく、そういうかたちではないだろうか。実は外国で成功している都市に多い傾向である。そこで重要となるのが、地域活用マスターである。広い意味で地域の文化を担っている方々が知恵を集めてプロジェクトを進めていく。素晴らしいやり方である。ここから新しい文化活動が始まる。これは地域住民にとって得られるものが大きい。

いかに掘り下げて、肉付けして、思想化して、実践に結びつけていく戦略が描けるかが重要と感じた。

矢ヶ崎委員 発言要旨



「瀬戸内地域ならではの文人文化」「保全とは、その価値を全うすること」

大洲はかつての城下町の息遣いがよみがえってきてているようだ。

現在、多くの方々によって臥龍山荘の多様な価値が語られている。「京文化の写し」というような観点で、文化の伝播のプロセスなども興味深い。しかし、臥龍山荘の価値の根本は「地域性」にあると思っている。数寄文化、数寄家というのは関西ならでは、のものではない。水と建築の関わりは陣内先生の専門ではあるが、「瀬戸内、九州によく見られる文人文化」という視点で「地域性」を再評価し、もっと発信していきたいと思っている。

「保全と活用」が対立関係にあるように扱われがちであるが、必ずしもそうではない。保全とは、それが持っている価値を全うする、という意味。保存とは異なる。特に、建築というのは、建築として使われて、つまり「機能して」はじめて建築である。臥龍山荘としてふさわしい使い方をどんどん提案して、それを活発にしていくことが、この建築にとって極めて幸せであり、それこそが文化財を保全していくことの意味ではないかと思っている。

このプロジェクトは、本年度で終わるわけではなく、当然に今後も続けていくべきものであると思っており、今後どのように将来につなげていくかも報告書でうたってしていくことが重要と考えている。

他力野委員 発言要旨



「文化財の活用のあり方の本質を決めていくという上で国内のモデルに」

文化庁の基本的な姿勢として、「文献等の資料が残っていない=（イコール）価値として評価ができない。」ということなのか、文化財の評価基準が見えない。臥龍山荘は、建物はきれいに残っている。一方、文献はほとんど残っていない。特に、歴史上、オーナーによって活用がなされていない。矢ヶ崎先生が言っていたように、保全（価値を全うする）という意味で、今回は挑戦だと思っている。

これまでこの明治の建物は地域の宝物として守られてきた。実際には令和において、役割を果たすということになる。文献に残っている部分とそうでない部分、何を「正」とするのか、基本構想の中で決まっていくことになり、文化庁が提唱する「リビング・ヒストリー」になっていくことと思う。今まで日本にも事例がない、臥龍山荘の価値が世に出ていく。まさに新たな定義をしていくこととなる。

文化観光、法律もできたが、実際には活用が進まない。本質的な議論にまでいっていない。そう意味でも今回の取り組みは、本質的な日本の文化財のあり方を決めるものであり、国内のモデルとなる。最終的には、地元の方々に臥龍山荘の本質的な理解につながっていく事が重要で、これが世界にまでつながっていけば、本質的な意味につながると思っている。

菅野委員 発言要旨



「文化財は使いながら残す動態保存が大切」

私としては、臥龍山荘とは何なのか、ということをテーマにしたい。まずは、臥龍山荘を知ること。建物を因数分解的に知ることから始めたいと思っている。一つの事例で、平成7年に修復に携わった際に分かったことだが、修理中にビスが出てきた。明治の後半に近代の技術を使っていたわけである。棟梁の中野虎雄はそういう人だった事が分かる。まずは、建物の因数分解から始めたい。

平成2年にライト（フランク・ロイド・ライト）の自由学園を訪ねた。偶然、暖炉の初めての火付けに立ち会った。当時、文化財は使いながら残す「動態保存」が大切と聞いた。まさに、臥龍山荘も使いながら大洲の財産として残していく事が大切である。

木村座長 発言要旨

矢ヶ崎先生からあったように、皆さんと息の長いお付き合いを続けていって、大洲市、キタ・マネジメントから様々なご依頼があるかと思うがよろしくお願ひしたい。昨日も事務局とそれに類する話をした。大洲・喜多地域の歴史・文化、保全・活用について携わっていただけるような仕組みをなんとか残せていいけないか、今回のプロジェクトがきっかけになればと思っている。

臥龍山莊文化体験事業 第2回専門家会議 記録

- 日 時 令和3年9月28日（火） 16時00分から17時00分まで
- 会 場 オンライン会議
- 出席委員 木村座長、陣内委員、矢ヶ崎委員、菅野委員、隈アドバイザー
- 当日資料 別添
- 記録作成 事務局（一般社団法人キタ・マネジメント 村中）

1 開会挨拶



一般社団法人キタ・マネジメント 高岡公三代表理事

挨拶要旨

本日は、皆様お忙しい中、当専門家会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、アドバイザーの隈研吾先生におかれましては、お忙しい合間を縫って、ご参加いただくということで、大変恐縮でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、基本構想についてご検討いただきたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

2 木村宗慎座長挨拶



皆さんこんにちは。今日の専門家会議では大変お世話になります。隈先生もお忙しい中、ご参加いただきましてありがとうございます。今月半ばには矢ヶ崎先生には、わざわざ愛媛まで足を運ん

でいただきいて、地域活用マスターへのレクチャーをいただきまして、ありがとうございました。回を重ねるごとに地域でも理解が深まっている。これまで文化財指定などで、しっかりと保全がなされてきたが、今後うまく活用して保全するというフェーズに変わってきてているし、また、地域の方々にも理解され始めている。今日の専門家会議、どうぞよろしくお願ひいたします。

3 隅研吾アドバイザーご紹介



隅研吾アドバイザー挨拶

私は 2012 年に臥龍山荘を訪ねて、それは冊子の取材のためにということだったんですが、実は前々から臥龍山荘に一度行きたいなとずっと思っていて、ちょうど声がかかったので、これは絶好のチャンスだと思って行きました。行ってみると写真で見る以上のインパクトがあって、やはりロケーションがすごいんですね。あのロケーションにあれだけのものを造ったというのは、ちょっと考えられないような文化的なエネルギーがあったなと感じました。これは本当に日本の宝である。世界の宝であると思いまして、うまく発信したり、保存したりできればいいなと思いました。

この地域との関わりは元々高知の椿原でも 30 年間お付き合いがあって、さらに宇和島でもお付き合いが始まって、木村宗慎先生とは、資料の写真にもあった浮庵 Fuan という私がデザインしたテンポラリーな茶室でお茶をやっていただいたのが木村先生で、あれはワシントンの建築ミュージアムでやったときの写真だと思います。そんな形で、木村先生ともいろいろ縁があって、いろんな縁がつながってアドバイザーとして今回参加させていただけるということで、私も大変このプロジェクトを楽しみにしております。

4 基本構想について

木村宗慎座長

今回の臥龍山荘文化体験事業は、そもそも実際に施主の河内寅次郎がどういった思いで臥龍山荘を生かし、楽しもうとしていたのかということの例を示して、そのための様々な構想の指針を作るというのが大切な仕事のひとつということです。この基本構想案については事前に資料を送付されているが、あくまで案でございますので、これに基づいて先生方から様々なご意見を頂戴し、より実り多い基本構想にしたいと思っております。

なお、今回の資料で今まで問題提起のために箇条書きでまとめているもので、後ほど（追ってメールなどで）先生方から是々非々ご意見を賜れればと思っております。

<事務局 村中説明 (説明内容省略) >



矢ヶ崎善太郎委員意見

「臥龍山荘は一側面ではかれない多様な価値を持っている」

短時間でまとめていただきありがとうございます。数寄屋とは何か、などは難しいところであるが、少なくとも臥龍山荘というものが、一側面だけではかれるものではなく、多様な価値を持っているということを、いかに皆さんに理解していただくのかということが大切かと思っている。

今、枚数紙面が少ない中、いくつかの価値というものをたくさん提示していただいた、いずれもその通りだと思っている。ただ、それを並べてもなかなか理解していただかないかも知れない。これをいかに分かりやすく適切な言葉で簡潔にしかもその深さを知ってもらうかということ、その言い回しをこれから一緒に考えていかないといけないのかなと思っている。細かいところはいろいろとあろうかと思うが、とにかく多様な価値をいかに理解していただくかということが大切なと思う。



陣内秀信委員意見

「建築と庭園に変化と流れを用いた舞台づくり」

今説明を聞いて、船でアプローチしたんじゃないかというのは、「なるほどな」と思った。実は、愛知県半田市にミツカンの社長のすばらしい邸宅と庭があって、その庭の池があり、昔はお客様をまず船に乗せて建物まで案内したようだ。そういうもてなしの仕方があるんだということで感心

した覚えがある。

ともかく、あのロケーションについて、敷地図面も拝見していて、先端の不老庵と臥龍院とが意図的に離されている。それで、その間が庭園で露地庭であるという、この3つの組み合わせ、アプローチ（動線）を体験しながら皆で親しくなっていって、重要な宴会に入っていくというこの流れが非常に面白いと思った。

しかも、不老庵が一番早くできて、メインであるということは間違いない。ただ、アクティビティの全体からいえば、臥龍院に宿泊もでき、宴会もできるので、この役割、規模、建築様式、遊び心も含めて変化させながら流れがあって体験があって、この舞台づくりというのが「うまいな」と思った。

それともう一つ、ロケーションについて、隈先生もロケーションが素晴らしいと言われていて、不老庵から掛け造りが張り出して眺望が

開けるという、あの開放感、絶大な開放感がある。1回だけお邪魔して体験したのだが、逆に露地風の庭を歩いているときある意味で山の中を歩いているというか、川や水辺から閉じているのではないかと思える。臥龍院に到着すると、再び眺望が開ける。あのロケーションの中で外に視界を開くのか閉じるのか、それが場所ごとに演出されているのではないのかな、と思える。一番開かれていくのは不老庵で、もてなしのお茶を楽しみ、露地に進むと閉じており、今度は臥龍院の座敷が大きくて開放的である。おそらく樹木は当時から成長し、（庭の復元、考察というのはなかなか難しいという話を昔から聞いているが、）オリジナルお庭の状況、視界、借景などすべてそれが本来、どのように演出されていて、どこから何が見えたのか、閉じていたのか、その当たりの考察も伴ってくるといいのかなと思う。



図2-14 旧龍山荘直営の豪遊 梅悟園「臥龍山莊・蓬萊山別荘別園」に笠原
* 紙面書きは既存しないもの



隈研吾アドバイザー意見

「数寄屋建築の概念を覆す開放的、垂直的な臥龍山荘」

基本構想案、いろんなポイントを整理されていて、非常にまんべんなく押さえられているなと思った。私が以前現地に行って感じたのは、数寄屋とかに対する大体の日本人が持っている概念を覆す可能性がある建物だと感じた。数寄屋建築というと、わびさびなどある種の禁欲性だとか、閉じた空間であるのに対し、臥龍山荘は思い切って開いている。その開き方も例えば京都でよくあるような遠景の東山を借景にするような自然とのつながり方、開き方ではなくて、もっと垂直的な要素が加わった自然とのつながり方。割と禁欲的、抽象的であり水平的であると日本の空間は定義されることが多いのだが、それに対してそれとは逆の具象性、垂直性であるとかを思い切って取り入れているのが、今までの日本の伝統的な建築とか、あるいは数寄屋に対する概念を振り動かすようなパワーを持っているなという風に感じました。そういう大きな視点で語ることができたら面白いな、それに値するものだと感じました。



菅野隆次委員意見

「ディテールのこだわりがあるからこそその全体の素晴らしい」

全体的に捉えられている臥龍山荘がまだまだ新しいことが発見されてくるのではないかなど感じている。私の場合、どうしても補修の際に現場で相談をしながら、修復をしてきた立場上、臥龍山荘のディテールとなる。今回私は臥龍山荘を因数分解してみたいと思っているが、ひとつひとつのディテールがしっかりとしているからこそ、全体がすばらしく見えるのではないかと思っている。職人さんの手によるディテールを見つけていきたいと思っている。縁側ひとつの細工をとっても非常にすごいものがある。これらディテールを把握することで全体が理解できると思っている。

木村宗慎座長

今回の案についてフィードバックをいただいてまとめていくということでご了承いただきたい。
(全員了承)

臥龍山荘文化体験事業 第3回専門家会議 記録

- 日 時 令和3年11月10日（水） 14時00分から15時30分まで
- 会 場 オンライン会議
- 出席委員 木村座長、陣内委員、矢ヶ崎委員、菅野委員、他力野委員
- 当日資料 別添
- 記録作成 事務局（一般社団法人キタ・マネジメント 村中）

1 開会挨拶



一般社団法人キタ・マネジメント 高岡公三代表理事

挨拶要旨

皆さん、こんにちは。お忙しい中、当専門家会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日は私も伊予銀行からリモートで参加いたしております。

先月の京都の視察においては、木村座長をはじめ、陣内先生、矢ヶ崎先生には大変お世話になりました。大洲から参加しました地域活用マスターのメンバーは本当に貴重な体験ができたと、勉強になりましたと、目を輝かせて帰ってまいりました。本当にありがとうございました。

ここ数日で一気に秋も深まり、これから臥龍山荘の紅葉が美しい季節に入ってまいります。本会議もいよいよ基本構想について、最終調整のステージに入ってまいりました。来月には実証事業とシンポジウムもひかえております。本日もどうぞよろしくお願いします。

2 木村宗慎座長挨拶



皆さんこんにちは。先日は陣内先生、矢ヶ崎先生、わざわざお時間をお作りいただき、ありがとうございました。また大洲から多くの地域活用マスターの皆さんに京都まで足をお運びいただきありがとうございました。

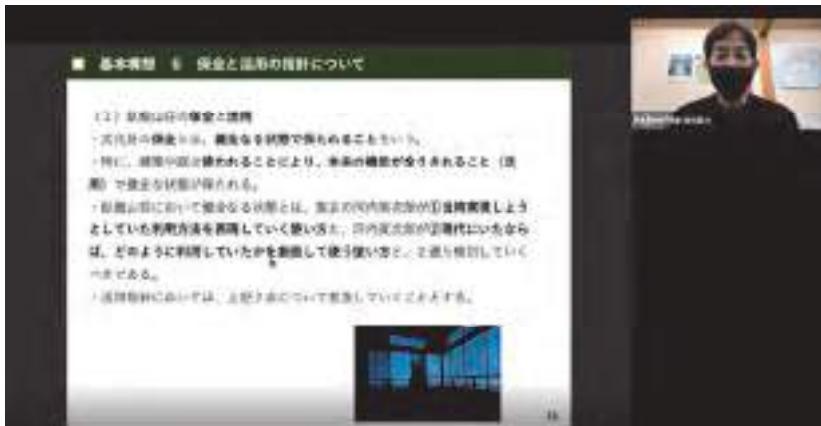
臥龍山荘だけではなく、臥龍山荘がもつ空間、場所が（他と比べて）どういう位置づけにあるのか、建築的、地理的にも比較できる貴重な二日間であったかなと思っている。玉林院に行ったときに皆さんと視察をしながら、ひょっとすると当時も河内寅次郎さんや大工さんたちが同じようにこの場所を訪れ、創意工夫を凝らしたのではないかなと個人的に感じた。

基本構想案もいよいよ大詰めとなり、最終的にはシンポジウムを経て、大洲内外の方に文化財の活用を訴えるよい機会ではないかと思っている。

本日も活発な議論をどうぞよろしくお願ひいたします。

3 基本構想について

<基本構想6 保全と活用の指針について 事務局 村中説明 (説明内容省略) >



陣内秀信委員意見

「迎賓機能としてのイタリアのヴィッラのような臥龍山荘」

地域内外から客人を呼んで、自らもてなす方も文化的な体験を楽しむという、この方向性はすごく良いと思う。そういう使い方をしていただろうし、これからも現代的な役割を加えてなしていくということはすごくいいことと思っている。ある意味で迎賓館というか、規模は小さいけれど

そういうようなものになってくるのだと思う。

例えばイタリアにはルネサンスの頃（古代ローマにもあったようだが）、ヴィッラという田園の中、あるいは海浜の近くにヴィッラつまり別荘を王侯貴族は構えた。そこは必ずお客様を迎える宿泊空間が伴っている。当然、都市から離れたところにあって、自然と一体となった空間で宿泊を楽しむ。いかに宿泊を含めてもてなすかが重要となる。ただし、臥龍山荘は重要文化財ということで、（宿泊ということを考える場合）現代において浴室やキッチンなどの設備導入をどのようにしていくかは議論になっていくものと思う。



他力野 淳委員意見

「現実的な現代のニーズとの折り合いが重要」

活用指針についてであるが、実証事業において我々も一部関わる予定であるが、まずは実証事業をすることで当時の在り方を正しく内外に理解していただくことが重要と考える。次に、現代の活用においての迎賓としての在り方について、先生方のご知見を頂戴しながら、今後の臥龍山荘の役割について、まとめていく必要がある。その中で特に、先ほど陣内先生が仰られたような現実的な現代のニーズとしての機能をどこまで臥龍山荘内に持たせて、あるいは外部の機能で補うのかということ（折り合いの部分）を、知見として頂戴し、まとめていければと思っている。



文化庁 丸岡直樹氏意見

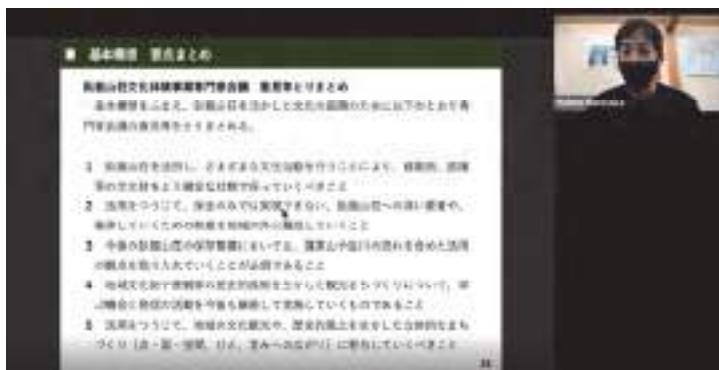
「現実的な現代のニーズとの折り合いが重要」

私たちの文化観光としても、ここまでしっかりと文化を掘り下げていただいているというところは大変うれしく思っている。どうしても観光というと上辺でくわれてしまう可能性もあるが、今回のように深くまで掘り下げて、深く理解した人が今後も活用に関わっていく、継承していくとい

う姿勢は私たちが目指す方向と同じである。

あとは、もし知見というところで、文化財の保存を司っているところとの協議が必要であればご相談いただきたい。

＜基本構想⑦活用とまちづくりについて 事務局 村中説明（説明内容省略）＞



矢ヶ崎善太郎委員意見

「臥龍山荘は自然景観と地域産業の賜物であるという位置付けが重要」

うまくとりまとめさせていただいていると思っている。専門家会議の意見等とりまとめを通じて、シンポジウムで一層の議論が深まるものと認識している。蓬莱山、与楽亭、藤雲橋の整備等を含めて、(臥龍山荘は) 重要文化財であると同時に、名勝にも幸いにもなり、(名勝のシンポジウムも年明けには開催される予定であるが、) 名勝との絡みでも決して建物だけではなくて、(基本構想にもあるように) 全体の景観の中にある重要性といったものをもっと皆さんにその価値を啓蒙していくことが必要と感じている。

また、臥龍山荘の造営の背景には、(肱川流域に) 多くの産業があったからこそこの地域が注目されるということでもあろうし、文人たちがこの地域に集まる契機にもなろうかと思う。あるいは自然景観といった魅力があって、人々が集まることにもなっていた。臥龍山荘は、自然景観と地域産業の賜物であるという位置付けも重要であろうかと思う。

基本構想の中で元々は風呂であった知止庵が今は茶室になっているということであった。もちろん茶室に変わったということは、臥龍山荘の茶の湯としての場の強まりが増したという点で評価ができると考えている。一方で、日常生活における風呂、便所というよりも、先ほどの説明にあったように、身を清める場としての性格、さらには「交流の場」としての性格が重要であると考える。いわ

ゆる風呂を伴う茶会というのは歴史的にもあって、特に近代という時代になって、風呂を伴う茶事「交流」というものが復活する。茶室には刀掛けというものが本来あるが、そこでは身分を忘れてしまう、日常的な身分、上下関係、そういったものをなくして、一人の人間でしかなくなるんだという役割を持った装置がある。風呂も同様で、いったんそこで裸になって、人間同士で交流しましようという大切な意味のあるものである。風呂を復元すべきかどうかは別の話であるが、そういう場があったということが後世に伝わることが重要であると考えている。

シンポジウムではそのようなことがお話できればと思っている。基本構想は非常にうまくまとめさせていただいていると思っている。



陣内秀信委員意見

「城下町と周辺の自然がつくり出す地域の全体像からみた臥龍山荘が重要」

非常に重要なポイントをすでにまとめていただいている。川から見た風景、その役割は非常に重要な視点。大洲城も肱川の下流から見たときに印象深い。もちろん戦略上、防衛機能を果たす場所に造っているのであるが、結果的に非常にいい川からの景観を作っている。このように城と川の風景が演出されている城郭は全国にたくさんはない。それと臥龍山荘の位置が面白い。ちょうど旧市街（ヒストリック・センター）において、城が西の端にあって、臥龍山荘が逆に東の端にある。（臥龍山荘のところは）うかがうところによると江戸時代から藩の屋敷が置かれていたとされる。江戸時代からまちの拠点が挟むようにあったわけである。そしてそれが川からアクセスできる。大洲藩も確かに参勤交代は船で往来していたと聞いている。城と臥龍の地は、直接船を横付けできて、一般的の船着き場は多数あり、商業的に利用され交易で賑わっていた。こういう城下町全体の中でのお城と臥龍山荘がちょうどいい具合に配置されているというのは、かなり意味があると思える。もうひとつは、対岸の如法寺と少彦名神社が川を挟むようにあり、私たちはそれらの範囲を加え、もう少し大きい範囲で「テリトーリオ」と呼んでいて、都市と周辺の自然や田園がつくり出す地域の全体像、そういう大きい構想の中で配置が生まれてきたのではないか。

それは江戸時代の加藤家の文化性というか、大きい小宇宙をつくるという中で配置が決まっていて、その中を悠々と川が流れていて、船でアクセスする、いうような城下町だけでなく全体を俯瞰していくことが重要と考える。

それと臥龍山荘という世界に誇る最大の文化財（モニュメント）と、まち全体とをどのようにうまくつなげていくか、来訪者が両方をエンジョイできるか、ということであるが、実はシンポジウムで紹介しようと思っているシチリアのタオルミナというシチリアの海沿いのすごく素敵なか町があ

って、そこが旧市街と少し離れているがいい感じでつながっている。劇場を見に来た人たちが、まちに流れていく。まちの最も風景のいいところにホテルがある。そこが、学術的な催しであるとか、いろいろなことで人が集まる場所になっていて、小さなコンベンションシティのようになっている。そういう町全体のストーリーや、風景と都市の骨格的なもののつながりのなかで全体が演出されていく流れというか、そういうもののひとつの例といえる。

あと、内陸部に産業の基地があるというのは日本の近世が作り出した典型的な構造だと思っている。現代人たちは、工業地帯は海沿いにあると思い込んでいるが、実は海沿いの港町はそれほど生産活動がなくて、船が入り、荷揚げし、出ていくというそういう交易のみであった。むしろ川を使い、エネルギーとしても水車などを使い、内陸部に産業があるというのは日本中どこでも見られる傾向であるが、それが最も川を中心に産業経済活動が内陸部で見られるのが内子・大洲の肱川流域である。しかも、明治期にさらに発展して工業化が進み、河内寅次郎などの貿易商が誕生していくわけである。そして、財を投下して、江戸時代からの文化である茶の湯文化の象徴を数寄屋で造り上げるということが起きた。これが内陸部で起きたというのは必然的だと思える。日本が忘れた内陸部に花咲いた素晴らしい産業都市であり、文化都市であるというそういうポジショニングを強烈にアピールする必要があったのだと思う。



他力野 淳委員意見

「臥龍山荘の存在価値の啓蒙と観光の重要性の啓蒙が必要」

皆さんのご意見を改めて聞く中で、今回の事業を通じて、大きく二つある。一つは臥龍山荘という存在価値の啓蒙が必要であること、もう一つは観光の啓蒙が必要であるということである。

例えば、臥龍山荘は重要文化財に指定されている。ただ、地域住民にとって臥龍山荘の存在は知られているが、歴史文化や背景は伝わり切っていない。活用を通じて、正しく理解いただけるきっかけになると思っている。また、継続した活用が地域や来訪者にそれらを浸透していく機会になると考える。

大洲は元々観光産業の盛んな地域ではないので、観光そのものに賛否があると言える。産業の発展を通じて、いまの町があり、町の発展を象徴する建築物もあるが、これらを支えていくためには観光という一つの産業が今後の大洲には必要となっていくんだ、ということが重要。臥龍山荘をはじめ文化資源を活用することで、保全ができるということを地域や来訪者の方々に正しく伝えなければならない。特に来訪者の方には、文化財の活用は、保全が目的であるということを理解の上、お越しいただく必要がある。

意見とりまとめにあるようなことが最終的に広がっていくことが大洲にとって重要である。保全・活用・観光の3つがセットになっているということが次のシンポジウムの議論の柱となり、翌年度以降の事業の柱となっていくことが今回の臥龍山荘文化体験事業の意義ではないかと思っている。



菅野隆次委員意見

「地域の方こそ臥龍山荘や周辺景観を大切にする意識を持ってほしい」

基本構想、よく取りまとめていただき感心している。木村先生には京都では大変お世話になりました。他力野委員のご意見に非常に賛同するところ。30年前に臥龍山荘の修理工事を請け負ったが、正直申して、そのときまでは臥龍山荘の存在価値さえ知らないようであった。工事の中で、中村宗哲先生などにお会いして建物の価値などを知るところとなった。今回、30年経った現在も大洲の方でない方が、こうして臥龍山荘のことを大切にしていただいていることに非常に感謝をいたしております。一方で、地元の方で臥龍山荘に意識を持っていただいている方はまだ少ないと思っている。今回のシンポジウムを通じてそうした方々の取り込みができればと思っている。大洲の方々が臥龍山荘と周辺景観を大事にする意識を持ってほしいし、そのきっかけとなることを期待している。



文化庁 中尾智行氏意見

「活用を図っていく上で、行動指針の憲章のようなものが大切」

今までのお話をうかがって、臥龍山荘の価値というところを中心に、皆さん非常に熱心に議論していただき賛同するところ。先ほど菅野委員や他力野委員からもありましたが、この臥龍山荘の価値というものをどう開いていくのか、という部分が非常に大切だと思っている。確かに重要文化財という国の位置づけはあるが、これは別に国の宝となったわけではなくて、地域の宝であることは

間違いないので、この資源を地域がしっかりと認識してこれを活用していく中で、これを大事にしていく、またそれを愛していくという形が非常に重要と思っている。これが持続的に伝える力を養っていくということにつながっていくと思っている。取りまとめも5つにきれいにまとめていただいているが、こういったものを方向性や目標として掲げていただくということが非常に大事で、これから取り組みがぶれないとか、都度見直せるとかというところで重要なとなる。こういったものを行動指針として「憲章」のような形（妻籠などですと住民憲章を早くにつくられているが）で、いつでもだれでもが方向性を感じ取れるような形にしておくことも大切なと思える。また今度のシンポジウムでもそのあたりを見据えていただくといいのかなと感じた。

臥龍山莊文化体験事業報告書

令和4年2月

発行・著作 一般社団法人キタ・マネジメント

愛媛県大洲市大洲649番地1

印 刷 佐川印刷株式会社